

会 期 日 程 表（第2回 能登町議会定例会）

平成22年6月

会 期	日	曜	会議時刻	摘 要
第 1 日	1 1	金	午前10時00分	開 会 会議録署名議員の指名 会 期 の 決 定 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 請 願 上 程 趣 旨 説 明 ・ 委 員 会 付 託
第 2 日	1 2	土		休 会
第 3 日	1 3	日		休 会
第 4 日	1 4	月		休 会（常任委員会）
第 5 日	1 5	火		休 会（常任委員会）
第 6 日	1 6	水	午前10時00分	一 般 質 問
第 7 日	1 7	木	午前10時00分	一 般 質 問
第 8 日	1 8	金	午前10時00分	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開会（午前１０時００分）

議長（山崎元英）

ただいまから、平成二十二年第二回能登町議会定例会を開会します。

ただいまの、出席議員数は２０人で、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（山崎元英）

日程第一 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第百十九条の規定によって、

十三番 鍛冶谷眞一君 十四番 鶴野幸一郎君 を指名いたします。

会期の決定

議長（山崎元英）

日程第二 「会期の決定」の件を議題にします。

お諮りします

本定例会の会期は、本日から六月十八日までの八日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なしの声」）

議長（山崎元英）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から六月十八日までの八日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（山崎元英）

日程第三 諸般の報告を行います。

去る四月三十日、金沢市で開催されました、石川県町村議会議長会定期総会において、奥成壮三郎議員、奥野清議員が十一年以上在職議員として石川県町村議会議長会表彰を、また、久田良平議員、石井良明副議長、多田喜一郎議員が五期以上在職特別功劳議員として石川県知事表彰をそれぞれ受賞されました。

ので、ご報告申しあげます。誠にありがとうございました。

次に、地方自治法第二百二十一条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたので、ご了承願います。

本定例会に、町長より別冊配布のとおり、報告十一件、議案三件、諮問二件が提出されております。

次に、町長から地方自治法施行令第四百六条第二項の規定により、「平成二十一年度一般会計繰越明許費繰越計算書について」、「平成二十一年度観光施設特別会計繰越明許費繰越計算書について」、「平成二十一年度能登町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」の報告があり、報告第十二号、報告第十三号、報告第十四号として、お手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

また、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定による、「財団法人 能登町ふれあい公社」、「財団法人 能登町スポーツ振興事業団」、「有限会社のとクリーンサービス」の経営状況についての報告書の提出があり、お手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成二十二年二月分、三月分、四月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承を願います。

これで、諸般の報告を終わります。

**報告第一号から報告第十一号、議案第四十七号から議案第四十九号、
諮問一号から諮問二号**

議長（山崎元英）

日程第四 報告第一号「平成二十一年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」から、日程第十四 報告第十一号「平成二十二年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」までの十一件、及び日程第十五 議案第四十七号「平成二十二年度能登町一般会計補正予算」から、日程第十七 議案第四十九号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」までの三件、並びに日程第十八 諮問第一号「人権擁護委員候補者の推薦について」から日程第十九 諮問第二号「人権擁護委員候補者の推薦について」までの二件、併せて十六件を一括議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

おはようございます。

本日ここに、平成22年第2回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かと御多用の折にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日ご提案いたしております、各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年の4月下旬、メキシコにて新型インフルエンザが発生し、その感染が世界的に広がりました。

日本においては、国際空港での水際作戦が新型インフルエンザ対策の始まりで、流行がほぼ終息したとされる3月末までの国内感染者は2068万人、死者は先進国中最低水準ではありますが198人が亡くなられています。

あれから1年が過ぎ、今年は人ではありませんが、韓国及び中国に続き、宮崎県の牛で、4月20日に口蹄疫の発生が確認されました。

宮崎県の東国原知事は、感染が拡大し九州や全国にも感染が拡大する可能性を否定できないとして、5月18日に非常事態を宣言し、市民に不要の外出自粛を求めるなど対策を強めています。

石川県においても緊急に調査を行った結果、昨年の7月以降、宮崎産の子牛や種牛が供給されていないとのことで、県内で感染が広がる可能性は低いとみられていますが、県内の全畜産農家へ、感染防止のため消毒薬を無料配布するなど、万一の発生に備えています。

また、新型インフルエンザについては、石川県感染症情報センターによると、現在、石川県内での報告は無いとのことですが、厚生労働省の発表では、新型インフルエンザは終息したのではなく、今後再流行が生じる可能性があるとされております。引き続き今後の流行状況には十分注意する必要がありますので、町民の皆さんにおかれましても、日常の健康管理に、十分注意されますようお願いいたします。

次に、石川県では、5月31日から6月6日までの1週間を「農地・林地防災週間」とし、ため池の一斉点検を行うなど農地及び林地における災害の未然防止を図っています。

能登町においても、梅雨を控え柳田の石井地区において去る6月8日に土砂災害に対する防止訓練を実施し、防災関係機関との連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚に努めました。

金沢地方気象台ではこれまで、能登北部と南部、加賀北部と南部の4区域ごとに警報や注意報を発令していましたが、去る5月27日から発令の区域が県内の19市町単位に切り替えられました。

これにより警戒が必要な市町を明確に発表することで、避難指示や勧告の発令など自治体には、これまで以上に素早い防災対応が求められます。

町といたしましても、梅雨前線の発生状況を常に注視しながら、関係機関との連携の下、防災対策に全力を傾けてまいりたいと考えておりますが、町民の皆様には、自分の住む町が警報・注意報の対象かどうか分かりやすくなりますので、これらの気象情報には十分ご注意ください、梅雨入り前に今一度、周辺の状況を確認し、備えに万全を期していただきますようお願いいたします。

次に、去る6月6日に、長年整備を進めて参りました宇出津新町通り線第1期区間及び宇出津港緑地広場の完成を祝う会を能都街なか再生まちづくり協議会と共催して完成記念式典を行いました。

宇出津港緑地広場については、平成14年度に着工し、多目的広場や芝生広場など総面積は、5,150㎡となっており、完成祝いとして町の花であるのときりしまを記念植樹しました。

この広場の完成により、地域住民や港に訪れた人々が憩い集うことができるほか、祭りやイベントなど多目的な利用ができるものであります。

また、公募で決まった、宇出津港いやさか広場という名称は、能登町がますます栄えて欲しいという願いが込められており、多くの町民の方にご利用して頂きたいと思えます。

また、新町通り線につきましては、平成10年度に着工し第1期事業は、延長172mで全線無電柱化、歩道整備、道路照明灯設置、交通広場などの整備を行い平成21年度をもって完了しました。

また、本年度からは、安全安心な道づくりと賑わいの再創出に向け、第2期事業として延長134mの整備に着手することとしています。

本事業は、石川県が実施する街路整備にあわせ、沿線地域が街並みを一体的に整備するなど、官民協働で街なか再生を目指すものであり、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日ご提案いたしました報告11件、議案3件及び諮問2件につきまして、逐次ご説明いたします。

はじめに、報告第1号から報告第7号までは、平成21年度の能登町一般会計及び特別会計において地方自治法第179条第1項の規定に基づき、補正予算の専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、ご報告申し上げ、議会の承認を求めるものであります。

今回の補正は事業費の確定によるものが主なものでありますが、特に、本年の3月定例会で議決をいただきました地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業が確定し、多目的交流センターの改修費や町道整備事業費に580万9,000円の増額を行い、全体事業費を3億1,798万円とし、あわせて繰越明許

費の変更の補正を行っています。

その他、繰越明許費では、「子ども手当」支給に係るシステム改修の準備費用を追加いたしました。

歳入では、事業費の確定による、国県支出金や地方債等の調整を行いましたので、宜しくお願いいたします。

報告第1号平成21年度能登町一般会計補正予算第5号は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億3,853万円を減額し、予算の総額を15億1,689万6,000円とするものです。

歳出については、各款項にわたり地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業費及び地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費によるものでございますが、先程ご説明いたしました多目的交流センターの改修費や町道整備事業費の追加を除いた事業については、いずれも事業費の確定による減額や財源の調整ですので宜しくお願いいたします。

それでは、その他の主な歳出の内容をご説明いたします。

第1款議会費で、150万円の減額を行いました。

議会運営費や議会研修費の事務費の確定による減額であります。

第2款「総務費」では、1,684万7,000円の減額を行いました。

第1項「総務管理費」において、「一般管理費」、「財産管理費」、「地域安全推進費」及び「諸費」については、いずれも事業費の確定による減額や地方債の確定による財源の調整を行ったものであります。

第2項「徴税費」においても、「税務総務費」で事務費の確定による減額であります。

第4項「選挙費」は、いずれも事務費の確定によるもので、衆議院議員総選挙費及び土地改良区総代選挙費は減額を行い、石川県知事選挙費では、事務費で33万2,000円の追加を行っています。

第5項「防災費」においても、「防災総務費」で事務費の確定による、減額を行っています。

第3款「民生費」では、3,129万6,000円の減額を行いました。

第1項「社会福祉費」において、老人保健特別会計繰出金、国民健康保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金を減額し、後期高齢者医療費では、事業費の確定により事務費の減額や後期高齢者医療広域連合への負担金の減額を行っています。

第2項「児童福祉費」において、「児童福祉総務費」では、国庫支出金の確定による財源の調整を行い、「児童福祉施設費」では、寄附金を受けた事による備品購入費を追加したほか、事務費の確定による減額を行っています。

第3項「災害救助費」においては、被災者再建支援事業費の確定による減額

を行いました。

第4款「衛生費」では、1, 527万5, 000円の減額であります。

第1項「保健衛生費」においては、「予防費」で新型インフルエンザ予防接種助成事業の確定による減額を行いました。

第2項「清掃費」においては、事務費の確定により、ゴミ袋販売業務や、埋立処分場及びし尿処理施設管理費の減額を行っています。

第3項「水道費」においては、水道事業会計への老朽管更新事業出資金が確定したことによる減額を行っています。

第6款「農林水産業費」では、507万7, 000円の減額を行いました。

第1項「農業費」においては、「農業委員会費」の事務費の確定による減額を行い、「農地費」では、土地改良事業の確定による減額と地方債の確定による財源の調整を行っています。

第2項「林業費」においては、森林整備林業活性化基金の確定により事務費を減額いたしました。

第3項「水産業費」の「漁港管理費」及び「漁港建設費」については、事業費の確定による減額や地方債の確定による財源の調整であります。

第7款「商工費」では、23万6, 000円の減額であります。「地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業費」及び「地域活性化きめ細かな臨時交付金事業費」において、いずれも事業費の確定による減額や財源の調整を行ったものであります。

第8款「土木費」では1, 778万3, 000円の減額を行いました。

第1項「土木管理費」においては、人件費を事業費支弁に組替え減額を行い、第2項「道路橋りょう費」では、道路橋りょう維持管理費及び新設改良費において、事務費の確定による減額や地方債の確定による財源調整を行いました。

第3項「河川費」においても、「河川総務費」で急傾斜地崩壊対策事業の確定による減額を行いました。

第5項「都市計画費」においては、事務費の減額のほか、県営新町通り線街路整備事業の負担金及び公共下水道事業特別会計繰出金の減額を行っています。いずれも事業費の確定によるものであり宜しくお願いいたします。

第6項「住宅費」においては、「住宅総務費」で事務費の確定による減額や「住宅建設費」で公営住宅解体工事費等の確定による減額を行いました。

第9款「消防費」では、「消防施設費」において地方債の確定による財源の調整を行ったものであります。

第10款「教育費」では、4, 333万1, 000円の減額であります。

第2項「小学校費」及び第3項「中学校費」において、「教育振興費」で理科教育等設備整備事業国庫支出金の確定による財源の調整を行い、「学校建設費」

では、耐震補強事業の確定による減額や地方債の確定による財源の調整を行っています。

第4項「社会教育費」においては、「文化財保護費」で、真脇遺跡整備事業費の地方債確定による財源調整を行ないました。

第11款「災害復旧費」では、444万6,000円の減額を行いました。

「農業災害復旧費」及び「土木施設災害復旧費」において、いずれも事業費の確定による減額と地方債の確定による財源の調整を行ったものであります。

第12款「公債費」では、273万9,000円の減額を行いました。

長期金利の確定による減額やRDF広域化推進事業公債費分の県補助金の確定により財源の調整を行いましたので宜しくお願いいたします。

以上、この財源として第2款「地方譲与税」を762万8,000円、第3款「利子割交付金」を72万3,000円、第5款「株式等譲渡所得割交付金」を34万3,000円、第6款「地方消費税交付金」を1,509万7,000円、第9款「地方交付税」を2,726万3,000円、第14款「県支出金」を1,085万4,000円、第16款「寄附金」を76万6,000円、第19款「諸収入」を836万7,000円追加し、第4款「配当割交付金」、第7款「自動車取得税交付金」、第10款「交通安全対策特別交付金」、第11款「分担金及び負担金」、第13款「国庫支出金」、第17款「繰入金」及び第20款「町債」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

報告第2号「平成21年度能登町有線放送事業特別会計補正予算(第5号)」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ227万2,000円を減額し、予算の総額を1億8,685万8,000円とするものです。

歳出の内容は、「施設管理費」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業」の確定による減額であります。

以上、この財源として、第2款「使用料及び手数料」、第3款「繰入金」、第5款「諸収入」及び第6款「町債」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第3号「平成21年度能登町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億1,913万2,000円を減額し、予算の総額を26億8,600万円とするものです。

主な歳出の内容は、事務事業費や保険給付費の確定に伴う減額であります。

この財源として、第11款「諸収入」を263万8,000円追加し、第1款「国民健康保険税」、第3款「国庫支出金」、第4款「療養給付費等交付金」、第6款「県支出金」、第7款「共同事業交付金」、第8款「財産収入」及び第9

款「繰入金」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第4号「平成21年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ975万5,000円を減額し、予算の総額を2億8,406万8,000円とするものです。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定による減額であります。

この財源として、第2款「使用料及び手数料」を6万3,000円、第5款「諸収入」を17万2,000円追加し、第1款「後期高齢者医療保険料」及び第3款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第5号「平成21年度能登町老人保健特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ720万8,000円を減額し、予算の総額を1,175万6,000円とするものです。

主な内容は、医療給付費等の確定による減額を行うとともに、一般会計への繰出金を追加するものであります。

以上、この財源として、第6款「諸収入」を4万8,000円追加し、第1款「支払基金交付金」及び第4款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第6号「平成21年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ123万5,000円を減額し、予算の総額を6億1,828万8,000円とするものです。

歳出の内容は、「施設管理費」や「公債費」の一時借入金利子の減額であります。いずれも事務費の確定によるものであります。

以上、この財源として、第1款「分担金及び負担金」を823万8,000円、第8款「町債」を80万円追加し、第2款「使用料及び手数料」及び第5款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第7号「平成21年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ61万7,000円を減額し、予算の総額を5,142万3,000円とするものです。

歳出の内容は、「一般管理費」で事務費の確定による減額をし、「建設改良費」及び「公債費」では、県支出金及び地方債の確定による財源の調整を行いました。

以上、この財源として、第2款「使用料及び手数料」を14万8,000円、第3款「県支出金」を17万円追加し、第1款「分担金及び負担金」及び第7款「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、町条例の一部改正に係る専決処分3件についてご説明いたします。

報告第 8 号「能登町税条例の一部を改正する条例について」、報告第 9 号「能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について」及び報告第 10 号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の 3 件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成 22 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行となったことに伴い、関連する条文について、緊急にそれぞれ所要の改正を行う必要が生じ、3 月 31 日に専決処分を行いましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、ご報告申し上げ議会の承認を求めるものであります。

地方税法等の一部を改正する法律については、民主党政権の「控除から手当へ」の方針から、子ども手当の創設により 16 歳未満の年少扶養控除の廃止と特定扶養控除の縮減などが主な改正であります。能登町税条例の一部を改正する条例についての主な改正内容は、地方税法等の一部を改正する法律により、事務の引用条文を改正するものであります。

また、たばこ税については、10 月 1 日から税率を 1,000 本につき 3,298 円から 4,618 円となり 1,320 円の引き上げになります。

また、都市計画税条例の一部を改正する条例についても、地方税法等の一部を改正する法律により、事務の引用条文を改正するものです。

次に、国民健康保険税の一部改正についての主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度額が、医療分については 47 万円から 50 万円に、支援分については 12 万円から 13 万円に改正するものです。

このため国民健康保険税の課税限度額が介護分を含め 69 万円から 73 万円に変わります。

その他、倒産や解雇などの理由で離職した方で、国民健康保険に加入される方に対して、保険税を軽減措置する制度が新たにもうけられました。

これは、非自発的な失業者について、在職中の保険料負担と比較して過重とならないようにするため、国民健康保険税における負担軽減を行うものです。

国民健康保険税は、加入者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などにあてられる貴重な財源ですので宜しく願います。

次に、報告第 11 号は、平成 22 年度の能登町一般会計において地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、補正予算の専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により、ご報告申し上げ議会の承認を求めるものであります。

今回の「平成 22 年度能登町一般会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、367 万 5,000 円を追加し、予算の総額を 133 億 3,467 万 5,000 円とするものです。

平成 22 年 4 月 4 日に、能登町字恋路地内の「ラブロ恋路」の施設裏で、法面敷地の一部に浸食による陥没箇所が確認されました。

このままでは施設自体の安全性への影響や、法面下の町道へ土砂が流出する事態となり、施設利用者や町道通行者の安全性の確保を図るため、早急な対応が必要となったことから、4月14日付で専決処分とさせて頂いたものであります。

歳出の内容は、第7款「商工費」、第1項「商工費」、第3目「観光費」において調査設計費として367万5,000円を追加いたしました。

この財源として、歳入の第17款「繰入金」を同額追加し、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に議案第47号及び議案第48号は、一般会計及び水道事業会計予算の補正であります。

今回の主な補正は、県の補正と合わせた緊急雇用創出事業費の追加や災害関連事業費の追加であります。

議案第47号「平成22年度能登町一般会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億272万3,000円を追加し、予算の総額を134億3,739万8,000円とするものです。

はじめに歳出から説明いたします。

第2款、「総務費」は、200万8,000円の追加ですが、第1項「総務管理費」の第5目「財産管理費」において、小木地内にある国有地に隣接する町有地を管理するうえで、分筆登記を行う必要が生じ、今回、諸経費の追加を行っています。

第8目「地域振興費」では、財団法人地域活性化センター助成事業の採択を受け、首都圏との交流人口の拡大を図るため「のときりしまつつじ発信事業」への助成費を追加いたしました。

第5項「防災費」においては、近年の災害を受け国の指導により、災害避難時における要援護者からの要望を受け、支援の方法等を審議する委員報酬の追加を行っています。

第4款「衛生費」では、660万円を追加いたしました。

第3項「水道費」において、水道事業会計への老朽管更新事業出資金の追加であります。

第5款「労働費」は、2,000万円の追加であります。

第1項「労働諸費」において、雇用機会を集中的に創出するという国の方針を踏まえ、民間のアイデアを活用しながら更なる雇用機会の創出を図るため、緊急雇用創出事業費の追加を行うものであります。

第7款「商工費」では、5,617万5,000円の追加であります。

第1項第3目の「観光費」において、4月14日付けで、「ラブロ恋路裏法面修繕」に係る調査設計費を専決処分でさせて頂きましたが、今回、その工事費

を追加しましたので、よろしくお願いいたします。

第10款「教育費」では、388万円の追加であります。

第1項「教育総務費」において、宮崎県小林市(旧野尻町)との中学生交流事業に要する経費を追加いたしました。

なお、事業の執行におきましては夏休みに小林市でホームステイを予定しておりますが、議員ご存じのとおり、現在、宮崎県におきまして「口蹄疫」問題がございまして、相手方と協議しながら取り組みたいと考えております。

第3項「中学校費」の第2目「教育振興費」では、新たに、県の内示を受け「エネルギー教育推進事業」の所要経費を追加しています。

第4項「社会教育費」において、第7目「文化財保護費」の「文化財保護事業」では、財団法人地域活性化センター助成事業の採択を受け、「あえのこと神事原寸模型」の製作経費を追加いたしました。

「あえのこと」につきましては、昨年9月にユネスコの無形文化遺産代表一覧表に記載されましたが、6月10日の昨日、東京都の文化庁講堂にて、奥能登あえのこと保存会を代表して、ユネスコ事務局長より記載証書が授与されましたので、ここにご報告いたします。

第11款「災害復旧費」は、1,406万円の追加であります。

第2項「公共土木施設災害復旧費」において、十八束から植物公園へ通じる「時長・上町1号線」道路災害復旧費の追加であります。

この路線は、昨年7月の梅雨前線豪雨による災害復旧費で、繰越で対応させていただいているものですが、「地すべり」が止まらない状況であり、追加の水抜きボーリングや抑止杭等、諸経費を追加しましたので、宜しくお願いいたします。

以上、この財源として歳入に、第13款「国庫支出金」を787万円、第14款「県支出金」を2,077万円、第17款「繰入金」を218万3,000円、第19款「諸収入」を300万円、第20款「町債」を6,890万円追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第48号「平成22年度能登町水道事業会計補正予算(第1号)」は、資本的支出において、3,143万7,000円を追加し、支出総額を2億1,017万8,000円とするものです。

その歳出の内容は、今後、宇出津新港地区の水需要の増加が見込まれることや、災害時における水供給の二次ルートの確保を図るため、宇出津高区配水池から配水管を布設するもので宜しくお願い申し上げます。

次に、議案第49号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、勤務時間は給与と同様に基本的な勤務条件であり、国及び他の地方公共団体との均衡を考慮して定めなければならないと地方公務

員法第24条第5項に規定されています。

国においては、民間企業の所定労働時間の状況にかんがみ、人事院勧告どおり平成21年4月1日より、職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に勤務時間の見直しを行っています。

本町におきましては、これまで県が実施していなかったため導入を見送っていましたが、県内で職員の勤務時間を1日7時間45分に改正していない自治体が6市町となり、県においても4月1日から実施していることから、勤務時間の改定を行うに当たっては、公務能率の一層の向上に努め、行政サービスを維持するとともに行政コストの増加を招かないことを基本として、条例の一部改正を提案するもので、議会の議決を賜りますよう、宜しくお願いいたします。

次に、諮問第1号及び諮問第2号については、「人権擁護委員候補者の推薦について」ですが、能登町には、現在7名の人権擁護委員の方がおられます。

能登町字天坂の「仲谷 章」氏と、能登町字松波の「金七えり子」さんのお二人とも、本年9月30日をもって任期満了となることから、再度、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

何とぞ広くご審議の上、ご同意を賜りますようお願いいたします。

以上、本定例会に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

採 決

諮問第一号 諮問第二号

議長（山崎元英）

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。この際、日程の順序を変更し、日程第十八 諮問第一号「人権擁護委員候補者の推薦について」及び、日程第十九 諮問第二号「人権擁護委員候補者の推薦について」の二件を先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なしの声」）

議長（山崎元英）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第十八 諮問第一号及び、日程第十九 諮問第二号の二件を先に審議することに決定しました。

ただ今、先議することに決定しました諮問第一号及び、諮問第二号の二件を議題とします。

お諮りします。

諮問第一号、及び諮問第二号の二件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なしの声」)

採 決 諮問第一号

議長（山崎元英）

異議なしと認めます。

よって、諮問第一号及び、諮問第二号の二件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

諮問第一号「人権擁護委員候補者の推薦について」

能登町字天坂四字五十八番地

仲谷 章 氏

を議会としては、適任とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（山崎元英）

ありがとうございました。ご着席ください。起立全員であります。

よって、諮問第一号については、議会の意見は、適任とすることに決定いたしました。

諮問第二号

議長（山崎元英）

次に、諮問第二号「人権擁護委員候補者の推薦について」

能登町字松波三十字百十四番地

金七 えり子 氏 を議会としては、適任とすることに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（山崎元英）

ありがとうございました。起立全員であります。

よって、諮問第二号については、議会の意見は、適任とすることに決定いたしました。

休 憩

議長（山崎元英）

ここで暫く休憩いたします。再開は、10分間の休憩として再開は55分とします。10：55から再開いたします。(午前10時45分)

再 開

質 疑

議長（山崎元英）

全員揃いましたので、時間が来ました。再開いたします。(午前10時55分) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第四 報告第一号から、日程第十七 議案第四十九号までの、十四件についての質疑を行います。

質疑は、前回も申し上げましたが、「大綱的」な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

12番 山本一朗君。

12番（山本一朗）

この22年度補正予算12ページのところで、先ほど町長の説明にもあったんですが、中学生交流事業、小林市の方に行くと言われてたんですが、先ほどの説明では、口蹄疫問題も絡んでいるもので今後の対応を今慎重に考えていると言われていたんですが、昨日今朝とずっとテレビ等のニュース観ているともう鹿児島まで及ぶような勢いであり、またあの人間には影響はなくてもトッラクなり人間の被服についたりそういったものが県外に行くと、宮崎県としてもま

た日本全国の家畜の問題も抱えて、非常に困るもので、今朝ですかね、東国原知事は宮崎県の人によっぼど用事が大事な用事がない限り県外に行ってくれるなということをですね、知事としてだされました。そういうのを含めてですね、それはあの、小林市と協議して行く行かないよりか、しばらくは行かないと、それがすっきり治まるまでは、行かないという考えは事務局としてはないのかあるのかその辺お聞かせ願いたいと思うんです。やみくもに予算がついたからいかなきゃいけないという理由はないと思うんです。その辺一つお伺いしたいと思うんです。

議長（山崎元英）

教育委員会事務局長 田原岩雄君。

教育委員会事務局長（田原岩雄）

お答えいたします。その件に関して、私達も大変心配しておりまして、今朝ほど小林市の方へ連絡申し上げました。その結果、野尻町と都城市との連絡する道路が、橋が 5 本あるそうでございます。その内の 2 本が今現在閉鎖していると、あとの 3 本は、消毒をして対応をしているという状況でございますので、この予算が成立するのは 18 日だと思いますし、募集は 21 日から予定しておりましたが、上司と相談の上、募集を中止せざるを得ないかなと考えております。

議長（山崎元英）

12 番 山本一朗君。

12 番（山本一朗）

ただいまの答弁は、大変立派な決断だと思うんです。是非これはやっぱり、中止の方向にもって、いって、しかる後にきれいにこの問題が片付いたときにまた春休みでもいつでも行けるようにこの予算はですね、キープしておいてもいいんじゃないかと思うんです。本当にしっかりと考えてやってください。以上です。

議長（山崎元英）

他にありませんか。

10 番 菊田俊夫君

10 番（菊田俊夫）

22 年度の予算書なんですが、ページの 11 ページ。

水道管の老朽管の件でございますが、これは、なんですか、どれほどどれくらい年数が経って替えるのか、それとどれほどの距離があるのか、もう少し詳しく説明を願いたいと思います。

議長（山崎元英）

上下水道課長 稲井穂積君。

上下水道課長（稲井穂積）

それでは、お答え致します。11ページの水道施設費、660万ということなんですけれども、どれくらいの年数が経っておるかということなんですけれども、大体30年から40年近く経っておる管もございます。主に40年近くの配水区域に言いますと、宇出津地区・鵜川地区主にその辺りになろうかと。旧内浦地区については、今の公共下水道事業と同時施工ということで、管を入れ替えております。それと石綿セメント管であります、距離にしまして3万2,348キロ、率にしまして、約13.2%ということでございます。よろしくをお願いします。

議長（山崎元英）

他にございませんか。

18番 新平悠紀夫君。

18番（新平悠紀夫）

補正予算の労働費の中での、雇用創出の事業2,000万円の予算の経費、別紙の中に、私の手元に入っていますけれども、私が心配しているのは、先般石川サンケン門前工場が3月に閉鎖するというような報道がなされております。我が町唯一のサンケン工場が松波地内にありますけれども、その辺を懸念していながら私どものウシツ電子あたりがもう既に閉鎖されて、雇用がなくなりました。

そういう点で電子関係、いわゆる地場産業の中で、地域の現場の工作そのものの違いがあらうかと思いますが、その辺を懸念しているところであり、まあそういう工場がどのような方向になっていくのかも、一大変大きな事業所でありますので、その中でこの公募の方法というところに、このいわゆるサンケンそのものの雇用の中での新たな創出する場合においても、そういう要件が満たされていればそれも適用されるのかどうか。新たな創出事業ということになれば、ここにあるように建設土木事業でないことというような文章もありますが、その辺の説明方よろしくをお願いします。

議長（山崎元英）

ふるさと振興課長 佐野勝二君。

ふるさと振興課長（佐野勝二）

それではご説明いたします。まずこの2,000万円、緊急雇用事業の2,000万円ですけれども、この事業は失業者を対象といたしまして、次の職が見つかるまでの雇用のつなぎということで、一人の方が6ヶ月以内雇用されるということであります。去年今年とそして来年と3ヵ年緊急雇用事業は続くわけですけれども、それに今年度新たに今この民間のアイデアを活用したものを追加したわけですけれども、これにしましても、先ほどいいましたように、6ヶ月以内のつなぎ雇用分であるということであります。先ほど議員さんがおっしゃいましたある会社で倒産、倒産という表現ではなくて、撤退した場合におけます従業員を雇用できるのかということかなと思います。そういった分は、失業者対応ということで充分可能であるという風に認識しております。ただ今回の補正につきましては、国の方で重点分野というようなものを指定してございます。そういったことで、先ほどおっしゃった建設土木事業はいけないよといったことが出てきたわけでございます。先ほどもいいましたが、民間のアイデアを活用したことということでありますので、その辺が大変理解しにくい点かなと思いますけれども、先般、金沢市もこの事業の補正予算を9,450万円追加しているのを新聞記事で見ました。その中身を見ますと、例えばイノシシなどの獣害対策パトロールに対して雇用を工夫しようとかこういったテーマをかかげまして、民間からこの雇用に結びつくアイデアを募集するといったことを募集している記事が出ておりました。ということでありますので、当町におきましても、当町では現在、観光と環境エネルギー分野でテーマを作成中でございます。それに応じた民間からの提案を、これは予算が通りましたら募集していくとこういった流れになっておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（山崎元英）

18番 新平悠紀夫君。

18番（新平悠紀夫）

今の中で、特に雇用重点分野が介護医療・農林水産・環境エネルギー・観光・地域社会雇用となっておりますが、6ヶ月間という雇用状況、年齢的制限があるのかどうか、また、今日の新聞ですか昨日の新聞、今の内閣が前内閣と違って、いわゆるコンクリから人というテーマで鳩山内閣が提示されておりました

けれども、また見直しされて建設関係にも充分な手立てをしたいというような、また逆の方向に方向転換しているような予算のつけ方をしていきたいというような話であります。私どもの町においては、特に建設事業は大変重要な産業の一つでもあり、雇用状況の中では、是非コンクリの方にもやはり手立てをして欲しいなという思いがしていましたので、これはいかがかなというところも反面みえるのですが、年齢制限があるのかどうかそれもちよっとお尋ねしときます。

議長（山崎元英）

ふるさと振興課長 佐野勝二君。

ふるさと振興課長（佐野勝二）

それではご説明いたします。年齢制限につきましては、ございません。失業者であれば対象になるということです。それから、さきほどの建設土木事業は、云々という話ですけれども、今回の民間のアイデア募集のこの2,000万円事業に限ってのことでございますのでご理解願いたいと思います。

議長（山崎元英）

ほかに。11番宮田勝三君。

11番（宮田勝三）

例月の出納検査報告というのが手元にきておりますので、少し税のことで1・2お聞かせ願いたいと思います。お願いします。
こちらの書類を見ますと、町税ということでまとめて書いてあるので、わかりにくいのですが、細部に別けて聞かせていただきたいのですが、町民税から国民健康保険税まで7項目の21年度予算・調定額・なおかつそれに対して各々、収入済み・未収入額その辺りと、21年度分の中で不納欠損処理したものが発生したのかどうかということと、もう1つ、今年から農業に関して所得補償制度が行われますが、このお金に関しては税務課としてどのような考え方にられるのかなと、農業所得として換算するのか、そういうあたりどういう風に考えてられるのか、この3点まずお聞かせいただきたいと思います。

議長（山崎元英）

税務課長 谷内啓一君。

税務課長（谷内啓一）

お答えしたいと思いますが、明確の資料を持ってきておりませんので、慌てておりまして申し訳ありません。国民健康保険税では、予算額21年度に、申し訳ございませんが2月末の資料しか手元にございませんで、それでお願いしたいと思います。現年予算額は、5億6,158万5,000円となっております。収入済みが、4億7,256万2,916円ということになっております。収入未済額といたしますと、1億2,763万7,884円ということでございます。先ほども申しましたが、2月末ということで3月末の収入もございませんで、今はもうちょっと収入済み額があるかと思っています。

議長（山崎元英）

11番宮田勝三君。

11番（宮田勝三）

資料がないということなんで、いささか残念ですが、少なくとももう6月終わりに入りますので、3月までぐらいのおおよその数字はつかんでいただいていたのかなと思ってお聞きしたのですが。その中で今も国民健康保険税のことだけお話しましたがけれども、かなりの未収があると思うのですが、その辺りで不納欠損として処理したものがあるのかないのか。もう1つは、先ほどお聞きしました、今年度から所得補償制度が農業にあります。その税務課としてその金額はどういう風な考え方でおられるのか。それくらいはわかると思うのですが、農業所得に関しては、どのように処理されるのか。

休 憩

議長 山崎 元英

執行部の方で、資料・その他意見の調整をしたいということで、しばらく休憩いたします。
(午前11時15分)

再 開

議長（山崎元英）

再開いたします。
(午前11時17分)

税務課長 谷内啓一君。

税務課長（谷内啓一）

申し訳ありませんでした。農業所得補償については、来年度の農業所得に算入されるということでございます。今年度は、申請段階でありまして、今年の収入が来年の申告となりますので、来年からの対象となるのでご理解よろしくをお願いします。

議長（山崎元英）

補足を農林課長の方からしますので。農林水産課長 坂東裕君。

農林水産課長（坂東裕）

支払いの件についてお答えします。支払いにつきましては、年内支払い分として12月に払う、そして年度末払いもございます。3月末にも払います。その人によって支払う月が違いますので、3月分として支払う分につきましては、再来年の納税になるかと思いますのでよろしくお願いします。

議長（山崎元英）

11番宮田勝三君。

11番（宮田勝三）

ということは、課税になるかならないかを聞いたかったんで、何年度になろうとも、その制度のお金は所得としてみなされた課税対象になるということなんですね。わかりました。それと、今は結構ですけど、税の未収がかなり過去からよく言われているんですが、不納欠損として処理をするものが発生するのかないのかお聞かせ願えればよかったです、わからないですか今のところ。

議長（山崎元英）

税務課長 谷内啓一君。

税務課長（谷内啓一）

税目ごととなるとあれでしたので、申し上げられませんでした、一般会計の税といたしまして町民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税これらの不納欠損処理額は、2,511万1,209円、国民健康保険税につきましては、1,453万9,425円を処理いたしました。以上です。

議長（山崎元英）

宮田議員の質問は3回終わったんですけれども、答弁が若干適切でなかったような気がいたしますので特例として認めます。どうぞ。

11番（宮田勝三）

不納欠損の処理はしなきゃならんことであらうかと思うのですけれども、色々なその方の家庭の事情・事情だけじゃなく、もはやどういったところに尋ねてももらえないというようなその家庭がそういう形に、言葉は適切ではないかもしれませんが、崩壊状態にあるとか、色んな状況で不納欠損として処理しなきゃならない場合も無きにしも非ずと思いますけれども、そうじゃなくした場合に不納欠損として処理したことがもしあるならば。私はわかりませんよ。あるならば、最後にお答え願いたいんですが、もしそういう形で、もう例えば年月が少々経ったから不納欠損として処理しなきゃならんというような形で処理したものがあれば、私は常々思っていたんですけども、開パの件ですね、大変もめたわけなんですけど、この開パの件に関してもですね、皆さんのやる事業にのらなきゃしょうがないかなあという形でのった方もおいでるんです。しかしながらやった以上は、負担金は納めなきゃならないんですが、そういう方達の、今は負担金を一生懸命徴収されておる中で、例えば、医療のお金や町税や色々な形の不納欠損として処理した時に、町長が常に公平公正というような形で話してこられた中で、そういうものと照らし合わせた時に、いささかも疑問符がつくんじゃないかなあという思いにありますので、そのあたりの考えを聞かしていただいて終わりにしたいと思います。

議長（山崎元英）

税務課長 谷内啓一君。

税務課長（谷内啓一）

お答えいたします。公平という観点から見過ごすことが出来ないものでありますが、地方税法第18条の規定に基づきますと、滞納処分する財産がない場合、生活困窮の場合、それから滞納者の所在と財産が共に不明の場合こういうものは不納欠損処分しなきゃならないという規定もございまして、致し方ないことではございますが、やってまいったのが正直なところでございます。それから、今まで処分しなかったものがあるんじゃないのかと、しなきゃならなかったのに、しないで今処分したものがあるんじゃないかという風に私受け止めたんですが。

休 憩

議長（山崎元英）

休憩いたします。

(午前 11 時 24 分)

再 開

議長（山崎元英）

それでは、再開いたします。9 番石岡安雄君。

(午前 11 時 25 分)

9 番（石岡安雄）

補正予算の中で、11 ページです。地域振興費にあります、のとキリシマツツジ発信事業についてですが、120 万円についてこの内容ですが、写真集の発行とか内容はどのようなものか聞きたいと思います。

また、地域振興にどのような寄与というか、あるいは効果を期待されているのかその考えもありましたらお願いします。そして、財源はその他とありますが、その財源の説明もお願いします。この財源が活力ある地域づくり支援事業からであるならば、この事業以外にまたどういうものも考えられておられたのかその辺もお尋ねしたいと思います。

議長（山崎元英）

ふるさと振興課長 佐野勝二君。

ふるさと振興課長（佐野勝二）

それでは、ご説明いたします。まず 120 万円はどのような風な中身に使われるのかということかと思えます。まず、この事業は、どういったことを計画しているのかということから、説明したいと思えます。時期的には来年の 2 月末から 3 月上旬にかけて、神奈川県鎌倉市の大船フラワーガーデン植物園というところで、のとキリシマツツジの盆栽、鉢物、解説パネル、能登町にあるオープンガーデンの紹介写真、そういったものを 1 週間に渡って展示することを予定しています。その間に 1 日だけこのときりしまに関するシンポジウム、シンポジウムの中身は調査研究の発表とか、地元での活動事業内容とか、そういったことなどを行います。当然専門家の出席も仰いで行うということを予定しております。それで、120 万はどのような風に使うか内容ですけれども、先ほども言いましたように、2 月末から 3 月上旬にのとキリシマツツジに花を咲かせるというのは、言ってみれば早咲きをさせる行為が必要になってきます。今年もやったんですけれども、新潟県立植物園、ここではそういった技術ノウハウを要しておりますのでそちらの方に展示するものを運び込みまして、早咲きを行うようにしていただくと。それにかかる新潟までの運賃、それから新潟

から大船までの運賃、大船から能登町までの運賃と、こういった運賃に係る費用、それから先ほども言いました、シンポジウム開催に係る講師等の謝金等々あります。それ以外には、能登町から参加される方々、今考えておりますのは、NPO 法人のとキリシマツツジの郷という団体を予定しているんですけれどもそういった参加される方々の旅費滞在費等を見込んでおります。

それから、事業効果ということですが、町長の説明にもありましたが、能登空港を利用しまして、どんどんこのときりしまというのを、実際咲いている能登半島に来て、飛行機を使って来ていただきましょうといった事が大綱的な効果であると思っています。そのための、こういった PR 事業を行うということです。それから 120 万円以外というのは、これはあの地域活性化センターからの補助金 300 万円を充当しております。120 万円がこれで、残る 180 万円につきましては、教育費にみてありました、アエノコトのレプリカ作りを予定しております。

議長（山崎元英）

20 番 大谷内義一君。

20 番（大谷内義一）

それでは、環境対策課の予算に関連ということで、質問をさせていただきたい訳ですが、実はこの議会にも私が質問する北部 RDF 組合に関連した議員もおられるわけですが、私は、平成 15 年に北部 RDF が設立した当時に 24 市町村の代表として私柳田から参加して設立に関わった一員として、先般私がお聞きしたことについて、少し緊急を要するなという課題なので、あえて一般質問を避けて、今回質問をさせていただきます。

というのは、私の聞くことによると平成 12 年に設立された時に、RDF の広域圏処理組合の規約というのが出来ておりまして、その規約の 12 条というのは過去加盟団体が負担金をどういう風にするのかということが示されて知るわけですが、その備考欄に 21 年度の実績によって 22 年度からその経費の負担を変更する見直しするという文面があるわけですね、それが私の聞くところによると、どうもスムーズにいったいないというように聞くわけです。私、事務局に、もし、この 21 年度に RDF の実績を基にして見直しをした場合には、どういう負担区分になるのかということ聞いてみたんです。そうしたら、試算をしておりました。それは、奥能登クリーン組合の場合は、現在よりも 2 億 8,000 万円ほどの負担が軽減されるという試算をしております。増えるところは、七尾かほくの 2 億 6,000 万、七尾鹿島ですね、かほくが約 1 億 3,000 万というような試算がされていて、その増えるところとクリーン組合のよ

うに減額されるというところの綱引きがされているというような印象を受けた話を聞いている訳ですけれども、2億8,000万円というのは、私は、大金だと思うんですね。ですからこれは単に政治的なものではなくて、やはり取り決めにされた規約に基づいた原則に基づいて、私は速やかに実施されるべきではなかろうかというように思ってるんですが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君

町長（持木一茂）

確かに議員おっしゃるように、昨年来この問題については協議してきました。議員が規約の話を出されましたが、附則の部分の解釈の仕方が、それぞれの自治体であるいは組合で、違っていたということもあります。やはり21年までの実績によって22年度以降の全体の建設経費を見直すという風に載ってます。この建設経費という言葉の解釈にもそれぞれの違いがあったということでもあります。これには建設費を含まないとか、あるいは、その建設費以外の経費部分を見直すという様な解釈をされる方もいらっしゃいましたけど、やはりここは全体の建設経費というのがやはり建設費をも含めた建設経費だと私どもは思っておりますので、そういう風に主張もしてまいりました。ここにきてようやくその規約通りの解釈を組合もしてくれるというようなことも聞いておりますので、是非この規約に添った形で今後22年度以降見直していかなきゃならないのかなという風に思っております。ただ、この段階での見直す方法、あるいは調整方法というのは色々あるかと思いますんで、それは今後の協議になろうかと思います。大原則はその規約に添った形で見直していくということでもあります。クリーン組合の議員の皆さまにも説明申し上げましたが、やはりあくまでも原理原則に添った形での見直しをしてもらうのが筋だということで、我々はこれからも訴えていかなきゃならないと思っていますし、あくまでも本来ならば協議の場を設けるのではなくて、事務局の方で事務的に進めればすんだような状況もありますんで、その辺も含めて、今後その規約に添った形で我々は調整見直しをしていきたいという風に考えております。

議長（山崎元英）

20番 大谷内義一君。

20番（大谷内義一）

色々町長も試行錯誤し苦勞しておられるというのは分かる訳ですけども、私は過去にも、RDFの組合議員として参加していた時に色んな問題が起きたわけですけども、こういう各自治体に寄っての負担金ですね、問題というのはですね、今初めて起きたというように思うんで、どうも七鹿とかかほくというのはですね、なかなか私の経験から言うと、かなり政治的にもしつこいんですよ。町長。ですから、私はあえて応援団の一人としてですね、一つしっかり対応してですね、2億8,000万円を是非確保していただきたいということを申し上げて終わります。

議長（山崎元英）

他に質疑はありませんか。質疑がないようです。これで質疑を終わります。

委 員 会 付 託
報告第一号から報告第十一号
議案四十七号から議案四十九号

議長（山崎元英）

お諮りします。ただいま議題となっております、報告第一号から報告第十一号まで、及び議案第四十七号から議案第四十九号までの十四件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（山崎元英）

異議なしと認めます。

よって、報告第一号から報告第十一号まで、及び議案第四十七号から議案第四十九号までの十四件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

請願第一号

議長（山崎元英）

日程第二十 請願第一号「国の教育予算を拡充することについて」を議題とします。今期定例会において、受理致しました請願一件は、お手元に配布してあります請願文書表のとおりです。請願について、紹介議員の趣旨説明を求め

ます。請願第一号 「国の教育予算を拡充することについて」
十三番 鍛冶谷眞一君。

十三番（鍛冶谷眞一）

ただいま上程されました請願第1号「国の教育予算を拡充することについて」の趣旨説明をいたします。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから教育は未来への先行投資であることが多くの国民の共通認識となっています。

一方、日本は OECD 諸国に比べると、1学級当たり及び教員1人当たりの児童生徒数が大変多くなっています。今の子どもたちは、以前に比べ様々な価値観や個性・ニーズを持っており、1人ひとりの子どもに丁寧な対応を行う必要があります。そのためには、学級規模を引き下げる必要があり、多くの保護者も少人数学級を望んでいることは明らかです。

全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、自治体財政が逼迫している中で OECD 諸国並みの教育環境を整備するには、国の財政負担と責任で少人数学級にすることが必要です。こうした観点から、教育予算の拡充を求める意見書を今議会で採択されて、国の関係機関へ届けることが重要と考えております。

1つ、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みの30人以下学級とすること。

2つ目、子どもと向き合える時間の確保ができるよう、教職員の定数改善や事務負担の軽減を行うこと。

3つ目、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育国庫負担制度の拡充を図ること。

以上を、つきましては、議員各位におかれましてご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

委 員 会 付 託 請願第一号

議長（山崎元英）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております、請願一件は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（山崎元英）

異議なしと認めます。

したがって、請願第一号は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました請願の審査結果については、今期定例会、会期中に報告をしていただきますようお願いいたします。

休会決議について

議長（山崎元英）

日程第二十一 「休会決議」についてを議題とします。

お諮りします。委員会審査等のため、六月十二日から六月十五日までの四日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（山崎元英）

異議なしと認めます。

よって、六月十二日から六月十五日までの四日間を休会とすることに決定しました。次回は、六月十六日午前十時から会議を開きます。

散 会

議長（山崎元英）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前 11 時 45 分)

開 議（午前１０時００分）

開 議

議長（山崎元英）

ただいまの出席議員数は１９人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（山崎元英）

日程第１ 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め４０分以内となっております。また、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

８番 志幸松栄君。

８番（志幸松栄）

おはようございます。

一般質問の許可を得ましたので、今回２点質問させていただきます。

議長もさっき申し述べましたとおり、傍聴席に多数の方が見えておられるということで、これだけ能登町行政に対しても町民の方々が目を向けられてきたんだなということで、真剣にとらえてきたということで、私もうれしく思っております。

本日は２点、町長にお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

１点目は、今回町長の答弁は、より一層心を込めた答弁。私たちもあと残すところ今回を含めもう１回となっております。この場は。大きく分けて、もうあと９月にももう２点。今回は２点、ひとつお願いいたします。

１点目の説明については、前回３月議会に私が質問した問題を町長はどのように２カ月間の間に執行部として対応されたか、それをお尋ねしたいと思います。

１点目、深層水の食塩の問題について、どのように２カ月間の間に対応され

てきたのか。その結果を聞きたいなと思っております。

もう1点は、宇出津病院の現在の経営状況並びに今後の対応策等について質問したいと思いますので、経緯、結果、状況。

1点目、そのお答えを2ついただきたいと思います。町長よろしく願いいたします。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ただいまの志幸議員の3月議会の質問についてということなのですが、まず深層水につきましては、3月議会では議員は塩の値段が高いんじゃないか、そして町民の方にのみもっと安い価格で販売できないかということであったかと思えます。

前回も説明させていただきましたが、海洋深層水施設でつくる能登の塩というのは、低温製法による60度以下の電熱で温めまして、5日間をかけゆつくりと製造するものであり、製造コストも高く、1回の作業でできる量もわずか60キログラムであります。能登の塩の価格設定につきましては、施設の管理運営上、また生産コスト面からいっても市販の塩と比較すると高くはなっていますが、それでも安価な価格であるというふうに思っています。

現在、公共施設の多くを指定管理しているところでありますが、この海洋深層水施設もその一つであります。その中でも、この施設は塩や水の販売という事業収入が比較的多く見込まれておりまして、21年度決算では施設の管理運営に係る費用の約7割を売り上げで賄っているということであります。施設の独立採算を目指すという見地からいっても、塩の価格設定は妥当なものであるというふうに思っています。

また、塩の町内と町外に分けての販売比率を見ますと、約3割が町内、そして7割が町外で売れている状況であります。また、一般消費用が約45%、そして業務利用が55%と毎年全体売り上げが伸びている状況にもなっております。こうした販売比率は、以前にも申し上げましたが、一度買われた方が続けて購入されるといういわゆるリピーターの客層が多い、そしてまたプロの利用でも高い評価をいただいているということのあらわれだと思っております。

以上のことから、町民向けだけの安い価格設定については今のところ予定していないということで、ご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

次に、病院の現状、経営状況についてであります。これも3月定例会で申しましたとおり大変厳しい経営を強いられている状況であります。しかしなが

ら、やはり地域の基幹病院として、その必要な医療を安定的かつ継続的に現在提供しているところでもあります。

今般、国のほうでは、平成21年度から地域の医師確保、救急医療確保などの地域における医療問題の解決を図るために都道府県に地域医療再生基金を設置しておりまして、石川県においても地域医療再生計画を策定し、医師、看護師確保対策等として、この6月県議会においてその補正予算を計上しているところでもあります。能登北部医療圏では、金沢大学附属病院、そして金沢医科大学病院の寄附講座で数名の医師の支援を予定しておりまして、宇出津病院におきましても1名の増員が見込まれております。また、看護師の修学資金の募集枠につきましても前年度より拡大される予定であります。

平成21年度の病院事業会計の決算見込みにつきましては、3月議会で議決していただいた一般会計からの2億円の繰出金によりまして、収益的収支で約8,000万円の収益が見込まれる状況であります。

いずれにしましても、今後も地域の基幹病院として必要な医療を提供するために医師、看護師の確保に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員各位におかれましてはより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（山崎元英）

8番 志幸松栄君。

8番（志幸松栄）

1点目について、塩の問題について。

町長は、そのような妥当であるということで結論を出されておる。それと同時に、伸びておりますということでありますけれども、それならば結局、八千数百世帯。私はこう思うんですよ、この問題については。私たちが、地元の人が喜んで供給できるような、体にいいとか、大学のほうの評価も得ておる、あれも得ておるというんだったら、この施設というものは商売をするための施設ではないと思うんです。行政は。だから地元の人たちがある程度の喜びを得るというような、健康の増進ができるというような格好で。塩と水は人間の体に必要であるということ、そういうことを考慮に入れながら、もう一回検討していただきたいなと思うんです。

それ以上、町長が思っている、それ以上言いませんけれども、伸びておるということでございますので、そういうことでお願いしたいなと。お願いというより、そういうことで考慮して。

病院の問題について。

今言われましたけれども、8,000万の利益があると。だけど、単年度で決算を見るとやはり赤字じゃないですか。今、県のほうもいろいろ力を入れています。そういうことで、1名の増員を見込んでおるということであれば、また1億の。そうすると本当に来年度はペイが来るんじゃないでしょうか、町長。もし1名のお医者さんが来られた場合においては。そういうようなことで努力しておられるということ。

ただ、この問題、時間もあれですから、次の2点目に私時間を取りたいなと思っておりますので再質問はいいですけども、病院のこの8,000万の収益を得たということで、だんだん地元の人たちも総合病院ということを理解してこられたんじゃないかなと思っております。

それと前回言った、もし万が一ということであれば、町民の方々の協力金、いろいろ病院を存続させるための協力金、協力ということを町長が唱えるべきじゃないかなと私言っておったんですが、その問題についてまた1点、お答えいただきたいんですけども。

私もなぜこういうことに力を入れるか。私も60年間、六十数年生きてきましたけど、偶然にも病院一つかかったことないんですけど、2年前に糖尿ということで診断されまして、宇出津病院で私は、皆さんおわかりだと思うんですけどもインシュリンも打たせていただいた。糖尿の薬もいただいた。宇出津病院の栄養士さん並びに医師の指導により、おかげさまで1年数カ月で薬もやめインシュリンもやめ、健常者というような格好の中で克服した。この総合病院がなければ、私は金沢へ行って担当医の専門のお医者さんにかかって、ここまで来たかわからないんです。これは実際私の経験から、宇出津病院の、総合病院の問題に力を入れておるわけです。

金沢から出向者の病院の先生方は1週間に何遍か、また1月に何遍か来て、私たち能登町民の患者さんの体を診てくださるというような、宇出津病院が誇れる病院として今後も存続していただきたいなと思っております。

その協力金、それについて、また町長一つだけお答え願います。その問題をどう対処しておられるのか。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

3月議会で志幸議員から協力金という形での提案があったわけなんですけど、これも引き続き検討させていただきたいと思っておりますけれども、やはり今現在、宇出津病院の一番の課題というのは医師の確保かなというふうに

思っています。医師の確保によりまして、患者数あるいは入院患者数も増ということが可能になってきますので、それにまず宇出津病院自体の改善をしなければならないのかなと。その上での町民の皆さん方からの協力金かなという思いでありますので、もうしばらく検討させていただきたいなというふうに思っています。

議長（山崎元英）

8 番 志幸松栄君。

8 番（志幸松栄）

もうしばらくということは理解します。県のほうも結構病院の行政に対して力を入れておるといようなことでございますので、それは理解いたしますので、またそういうようなことになれば、またそういうような指導力も必要なのではないかなと私は思っております。

それでは2点目に移らせていただきます。

2点目、今政権もかわり、鳩山さんから菅さんになられた。だけどこの能登町という実際については、自分たちの税収じゃなくして地方交付税によって実際に行政がやっておるといような状況の自治体でございます。これはこういう過疎のところはいたし方ないと思いますけれども、私は議員としてこの4年間、町会議員として3つの項目をしてきましたけれども、議員の定数問題並びに議員の費用弁償、歳費の問題、それからいろいろと騒がれております議員の倫理法の問題というものについて。倫理法については、議員の方々が理解をされまして昨年可決、承認。だけど施行は次回の議員からということで、今年の10月、選挙が終わった後の議員の方々が実行されていくということでございますけれども。

ただ、もう一つ心残りなのがあるんです。今、頭に挙げたとおり議員の定数問題、それから歳費の問題。それについて町長は恐らくや答えは、議員は議員のことですからということでいつも言われることは大体わかります。だけど私は冒頭で言ったとおり、今回は心を込めて町長、自分の真意を皆さんの前で言葉をいただきたいなと思っております。

なぜかという、全国多々大きなところでも首長その等が、私はそこまで勉強してこなかったんですけれども、首長でもそういうことを実際に議員の方々に公表して指導力を発揮できるという状況がいろんな市、それから町、そういうところで新聞紙上でありますので、能登町の町長はどのようなこの問題について考えを持っておられるのか、お聞きしたいなと思っております。

それで再質問させていただきます。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ただいまの志幸議員のご質問は、議会議員の議員定数と議員歳費の問題だというふうに思います。

まず、定数につきましては、議会というのは普通地方公共団体の意思を住民にかわって決定する普通地方公共団体の意思決定機関ということであります。言うまでもなく、議会というのは地方行政におきましては諸所の政治行政の問題を判断する重要な機関であるということであります。そして、議会議員の定数は地方自治法により条例で定めとなっております。能登町の場合はその人口からすると議員定数の上限は26人ということであります。それが合併協定におきましては議員定数が18人となっております。町民の方々からも議員定数につきましてはさまざまな意見があるということは承知しておりますが、私としましては、議員は納得できないかもしれませんが、定数に関してはやはり意思決定機関である議会が判断すべきだというふうに思っております。

そして、歳費に関しましては、能登町の財政状況は、町民、そして行政、議会が一体となり行財政改革に取り組んできました。今日傍聴されている町会長、区長さんの皆さんにも大変なご協力をいただきまして、何とか危機的な状況を脱したというふうに思っております。そういったご協力に関しまして改めて感謝も申し上げたいと思いますが、しかしながら、やはり今後も引き続き財政状況の厳しさが憂慮されますので、予断を許さない行財政運営を強いられるものと考えております。

議員歳費につきましては、石川県下19市町で最も低いものでありまして、行財政改革にご理解とご協力をいただいているというふうに私は理解しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（山崎元英）

8番 志幸松栄君。

8番（志幸松栄）

やはり私の予想どおりのお答えかなと思っております。

定数の問題、私はかねがね言っておったとおり、定数の問題からやっていますが、町長は合併協議会で決まったことでいいんじゃないのということで、必ずその答え。それと議員が議員で決めることだからということとを2つ答えが、

どこへ行ったらそうです。だけど世の中も変わっておるんです。政治というものは、この前、私はびっくりしたんですけれども、鳩山さんが内閣をやっておって、次、菅さんに代わって、偶然にも日本の国民の方々の支持率が急増にアップするという、それだけの様な国でございます。また町長は、町民の方々の意見も反映して聞いておりますということであっても、どこへ町長は目を向けなければならんかということで、やっぱり町民の皆さんに目を向けなければならんがでないかなと。そういうことであれば、もう少し議員定数問題に足を踏み入れていったほうがいいんじゃないかなと私は思うんですよ。

名称は挙げられませんが、ある大きな市の市長さんは自分の首をかけてまでも、町民に対して歳費の問題、定数の問題に力を入れて、あれだけ全国に報道されておるとおりでございます。ましてや、能登町の財政については税収で賄っておるというような今経営状態を言われましたけど、民間ならとっくの昔に倒産しております。おやじが10万円しか月給持ってこないのに16万か17万か。あとは皆さんから借金並びに寄附していただいて自治体をやっておるというような自治体でございます。それは町民の方々のところで全部公表されておりますからわかると思いますけれども、そういう状況の中でまただんだんと年々税収が減っておる。それから限界集落がふえる。そういう状況の中で、もう少しこの問題を町長は、私たち人に選ばれる人間、また町長もみずからでございますけれども、人の投票でもって選ばれる人間が先頭に立って胸を張って町民の方々に言える、また誘導できるということをしていただければいいなと。

歳費の問題でございますけれども、私、歳費の問題のときに、定数問題否決されました。歳費の問題のときには、私も2カ月間の間、その問題をいろいろと町民の方々に。議会というものについて、実際には4回の議会、私たち非常勤でございますので4回ですね。大体会期は10日間ぐらいありますけれども、実際に出てくるのは4回か5回。そういう中でいろいろと実情を町民の方に訴えて、どうですかということを。だけど町長の答え、先ほど何だか議会というものは、これは26人ということに私たちの町は法定で決まっておると。町長はこれを強く言われましたけれども、私も議員必携を勉強したときに、すごい国やなと思っておりました。昔みたいな状況だったら私は何にも言いませんけれども、こういうものを私たち自らが先頭に立ってやっていく必要性があるんじゃないかなと私は思うんですけれども、再度また町長、私の今この言葉に対してどう思いますか。町長、お答え願います。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

やはり議員がおっしゃるように、議員というのは地域住民の声を代弁する立場にもあろうかと思っておりますし、少なればいいということでもないと思っております。ましてや議員1人当たりの人口で考えてみますと、石川県内でも決して議員の数が多いという自治体でもありませんので、その辺も考えて合併協定では18人というふうに決定されたというふうに思っていますので、その辺は決して人数的に多いとかいうことでもないと思いますし、少なればいいという問題でもないと思いますので、その辺を含めて議会のほうで判断していただければというふうに思います。

議長（山崎元英）

8番 志幸松栄君。

8番（志幸松栄）

だけど土地は広うございます。今回はデータを持ってきておりませんけれども、あのときに大きな市、1人の議員によって大体一千何百人。うちは18人になれば千百何十人やったかな、1,200人やったかな。代弁者として。そういうようなデータですよ。ほんなら一軒一軒私たち議員はこの前のインフルのあの間、あのときもいろんな全協の皆さんの言葉を聞いておったら、何となく情けないなと思っておりましたけれども。そういう議員1人の町民の範囲でいったって、ほかのところは大体経営のある程度の状況のいいところは2,000人ぐらいなんです。そういう経済状況、また世の中の状況に合わせて議員の定数が大体決まっておるなと思っておるんですよ。

町長は、すぐ議員の方々は引込み思案でこういうものを言うてくださると言われるけれども。だけど町民の方々が大半の方、きょう自治会の方々が来られたのもそういう問題も協議しておられるんじゃないかなと思うんですよ。自治会の方々も定数問題、歳費の問題。実際、自分が金払うならこういうような状況は必ず一番先に削るものだと思っております。

そういうことで、おかげさまで16分、時間どおりあれですけれども、町長、再度この問題、私の訴えについて、今後どういうふうにして。考えは変わらんやろうけれども、もう一遍壇上に立っていただいて、私は下がりたいなと思っております。

倫理問題については、次、鶴野議員さんが倫理問題について質問されるので、どういう質問かなと思っておりますけれども、倫理問題も次の議会、町の代弁者としては、やはり入札その等については絶対議員の方々はかかわれないというようなことをやるというような、10月から。あれは何とかクリア

できたなど。あとのこの2つの問題です。私がやろうとしたことは。大きな問題として。その2つの問題を町長に委ねまして、今回の。また10月出てこれるか出てこれんかわかりませんが、そういうことで大きな枠として再度、町長の心意気を聞いて、下がりたいと思います。もう一遍、壇上お願いします。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほども申しましたとおり、議員おっしゃるように議員1人当たりの人口というのは1,200人ほどです。これは県下でも15番目ぐらいの少なさになっております。ですから決して多過ぎるということはないと思いますし、先ほども言いましたように少なければいいという問題でもありませんので、あくまでも議員の皆さんで判断していただければと思っていますし、また議員の皆さんには議員倫理に基づいて活動もしていただければというふうに思っております。

議長（山崎元英）

8番 志幸松栄君。

8番（志幸松栄）

答えは行ったり来たりしておっても一緒に答えしか返ってこんやろうと思っておりますけれども。だけど私は総体的に、経済が豊かであれば26人の限度枠でもいいんですよ。だけど世の中の経済が疲弊しておる。ましてや能登町なんか限界集落が加速しておる。また、皆さんお年寄りの方が多くなってきている。税収が少なくなっているというようなことで、この期間だけでもこういう行動をしなきゃならんがでないかなと。また本当に地場産業が栄えて、また昔みたいな立派な町になることを望んで、私は一般質問を終わりたいと思いますので。

町長はまじめで、ただまじめな人やということはわかりますけれども、けどもう少し一歩進んでこの問題を、今一番重要視されているんですよ。議長もいつもおれに対して言うけれども、議会費なんかでも合併当時から見れば結構少なくなっておりますけれども、大きな枠として目に見えるような減少はしてないんですよ。そういうことで、また私みたいがおってもいいやろうということで、厳しくまた10月まで見ていきたいなと思っています。

以上で今回の質問は終わらせていただきます。12分残った。

終わります。

議長（山崎元英）

次に、12番 山本一朗君。

12番（山本一朗）

まず第1点目は、3月議会で宮田勝三議員の質問に対する町長の答弁で、公社の株式会社化移行の考えを述べられました。これは私は町長の答弁を聞いていたときに、非常に町長は財政面で国の政策、そういったものを勉強されているなということに感じたわけです。というのも、その三、四カ月前の新聞で、国の地方自治体に対する決算の方法で、近い将来ということで24年か25年かざっと書いてあったんですが、そのあたりで町の決算と公社及び第三セクターを持っている自治体は連結決算するんだと。そういう記事があった、その数カ月後の議会だったもので、町長の答弁はまさに私は、これは的を射ているなと、町長よく勉強されているなと思っていたんですが、あの時の答弁は、国の決算方針に沿って公社の株式化の移行と言われたのかどうなのか、まず一つお答え願いたいと思うんです。

また公社の株式移行ですけれども、その方法としては、各自治体いろいろ長野とか山形では公社そのもの全体をひっくるめて株式会社化するそういう方法と、例えば能登町であるならば単体で柳田温泉、ポーレポーレ、そういった単体を株式会社にしていくそういう方法と、今いろいろ模索されているところもあります。果たして持木町長及び執行部は、この株式会社化移行というものに対してどのような方法をとっていかれるのかどうか、おおよそわかっているならば教えていただきたいと思うんです。

また、国のそういった地方自治体と第三セクター公社の連結決算するということにおいて、当然逃げ道もあると思うんです。公社の町の持ち株比率が何%以下であるならば連結決算は避けられるんだと。これが何十%なのか、執行部のほうが余計わかりだと思うんですが、そういったものにすれば連結決算は避けられるから、公社の持ち株比率をこの限度額にして連結決算を避ける。そういったことも考えておられるのか。

この3点をまず質問させていただきます。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず1点目の公社の株式会社移行という問題ではありますが、これも公益法人

制度の改革によりまして、平成１８年５月に国会で成立しまして、平成２０年１２月から施行されております。その内容といいますのは、新公益法人制度によりまして平成２５年１１月末までに移行しなければ解散を余儀なくされるということでもあります。

町が出資しております能登町ふれあい公社及び能登町スポーツ振興事業団につきましても、町にとっては各施設の管理運営をやっているということでは必要不可欠なものと考えております。現在、内部でも一般財団法人あるいは公益財団法人、ＮＰＯ法人なども含めて今後の移行を考えて検討している状況であります。いずれにしましても、平成２５年１１月までには何らかの形で形を移行していかなければならないのかなというふうに考えております。

そしてまた、第三セクターの決算についてであります、これまでの町の決算と連結しまして、財務書類４表を公開する新公会計制度が総務省のほうから指針されております。これによりまして財政の透明性を高め、説明責任を果たすためにも、町と公社等の連結決算としては平成２３年度までには整備しまして情報公開しなければならないというふうに考えております。

そういった連結決算をしなくてもいい条件というのが、結局、例えば町の持ち株が２５から５０以内とかいうこともありますし、あるいは役員の数の問題もありますので。ただ公社に関しましては、単体でそれぞれの施設を株式会社にするんじゃなくて、公社全体での一般法人化あるいは株式会社へ移行というふうに考えております。

議長（山崎元英）

１２番 山本一朗君。

１２番（山本一朗）

２５年度までにはきっちりしたいということなんですが、先ほどスポーツ振興事業団とかそういったものも言葉の端々に言われたんですが、私、公社の株式会社化に至りまして、一言ご提案なり、ご提案というか少し町長と質疑を醸し出したいなと思うことが一つあるんです。

それは公園なんです。例えば能登町に遠島山公園なり真脇縄文遺跡公園とか、そういった公園があります。その公園は現在は公社が管理しております。また民間のほうに委託している。そういうようなこともあります、この公園というのは意外と私は公社の足を引っ張る元凶じゃないかなと思うんです。公園はとにかく町民の憩いの場であり、すばらしいんです。しかしながら公社に組み入れてしまうと、公園からも収益を上げなきゃいけないということになって、国とのまた連結決算なりバロメーターが非常に難しくなる。普通、温泉入れて、

お客さんに入ってもらって、そして食事をしてもらって公社は利益が普通は出るわけです。宿泊等で。公園の人件費なりいろんな管理費も決算の間に入ります。そうすると必然的に決算の数字、収益率が悪くなるんです。だから東京都なり静岡県あたりでやっている、公園というものはすべて町のほうの課の中で、例えば建設課の中に緑地公園係と入れるのか、緑地公園課として課をもって、その課でもってすればベターなんじゃないかなと思うんです。

公社で公園を管理して、公社の利益云々というところになるから決算がおかしくなるということがあって、今、東京都等のほうではいっぱい公園、緑地公園なり臨海公園、すべて建設課の中に入れたり観光課の中に入れたりして管理をしておられます。それはなぜかという、行政本体そのものは利益を出すような場じゃないから持ちやすいんだと。公園管理課なり緑地管理課をつくってにおいて、あとは草刈り及びそういったものはすべて民間委託でやって、課長と係長と数人が事務的にやっている。

そういうシステムもありますので、そのあたりを町長は将来的に25年度にきちっとふれあい公社及びそういったものをやると言われたときに、スポーツ事業団と公園とは、スポーツ事業団にしても教育の問題なんです。本来は教育委員会の中に入れておくべきなんです。そのあたり町長はどうお考えなのか、答弁願えればいいかなと思うんです。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今ほど議員のご指摘のふれあい公社に対します委託業務というのは、事業部門と管理部門があります。事業部門というのは国民宿舎等の宿泊施設になろうかと思えますし、管理部門というのは公園並びに美術館等の部分だというふうに思えます。事業部門に関しましては当然、人件費も含めて、自分たちの給料は自分たちで稼いでもらわなきゃならないというふうに考えておりますけど、管理部門に関しましては、やはり町直轄で管理するのもそれは一つの方法かと思えますけど、今現在は公社に指定管理という形で委託をしているわけで、それは人件費も含めまして委託管理料をお支払いしておりますので、それで公社の首を締めるとかそういうことはないというふうに私は思っております。

またスポーツ事業団に関しましても、あれはほとんどが管理部門ということなので、そこは管理費あるいは人件費も含めて町から委託をしているということなので、その部分も含めて将来的には、例えば公社と事業団の統合ということも視野に入れながら、そういった25年度に向けての準備を進めていかなければ

ればならないのかなというふうに思っております。

議長（山崎元英）

12番 山本一朗君。

12番（山本一朗）

わかりました。あとは公社の株式会社化ですけれども、町長は25年度までに株式会社化移行ということなのですが、最後の質問ですが、この件に関して。ふれあい公社に関しては、本来、町出資比率がゼロ%が一番ベターだと思うんです。それともまた10%、15%程度でとめ置く施策、例えば県内の銀行及び町の企業とかにいろいろ出資していただいて株式化をしていくという方法論もあるんですが、その方法論はとられるという考えはございませんかどうかお聞かせ願って、これは最後の質問とします。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今、議員がご指摘のように民間会社なり個人なりの出資を募るということも考えております。ただ、平成25年度という期限的な縛りがあるものですから、すぐにはそういう状況にはならないのかなという思いでおりますが、将来的にはやはり町の出資比率をできるだけ少なくして、民間の方の知恵も借りながら会社としての運営というのをやっていかなきゃならないのかなと。当然そういった意味での将来的な構想はありますけど、とりあえず例えば公益法人の移行期に関しましては町がある程度面倒を見ないと、なかなか株式会社なりあるいは一般公益法人なりへの移行というのは難しいのかなというふうに考えております。

議長（山崎元英）

12番 山本一朗君。

12番（山本一朗）

じゃ2点目の質問に入ります。

近ごろ乳幼児に多い細菌性髄膜炎を予防するためのヒブワクチンが不足し、接種待ちが広がっているという新聞記事、ニュースがたくさん見受けられるようになりました。ヒブワクチン、ちょっと我々は勉強不足で、余り日ごろから

聞かない単語なので興味本位に調べてみますと、5歳未満に多く発症するヒブ髄膜炎は、ヘモフィルス・インフルエンザ菌b型が引き起こすもので、日本で毎年800人から1,000人が発症し、そのうち約5%が死亡、25%が水頭症や脳性麻痺、難聴等の重い後遺症が残ると発表されております。

これを防ぐのにヒブワクチンの接種を世界保健機構も推奨していますが、公費で負担する国は世界で94カ国ございますが、日本では希望者はほとんどが自己負担となっているのが実情なのです。接種費用は1回につきおおよそ7,000円から8,000円。生後2カ月から5歳未満の子供が対象で、1回から4回接種が必要で、4回するとおおよそ3万円前後が自己負担でございます。名古屋市では10月から2分の1補助が決定しております。石川県でも金沢、輪島、能美市、珠洲市、川北、穴水、内灘、宝達志水というところには助成制度があります。奥能登では輪島、穴水、珠洲とそういったもので、奥能登においては当町だけがないということがわかりました。

行政サイドは常々、子供は地域の宝物という言葉が発せられますし、私もそう思います。本来ならば、この宝物を守り抜くためにも早く助成制度を設けるべきと私は考えるんですが、担当課長はどう受けとめられるのか、ひとつまたお考えをお聞かせ願いたいと思うんです。

ちなみに、お隣の福井県では池田町というところだけが1件、福井で補助をやっていますが、ここは100%補助なんです。ちなみに保健福祉課の担当者は新聞インタビューにくしくもこう答えております。過疎地なので今いる子供を大切にしたいということをお話されております。中部9県においては自治体の14.5%、数にして45市町村のみが半額補助及び少し補助しているということなんですが、当町においてはこういった子供の後遺症等が残らないワクチンの対応はどうされるのか、ひとつお聞かせ願いたいと思うんです。

今の政権の目玉の子ども手当ですか、そういった子ども手当等でも、本来はこういうワクチンに使いなさいとか、学校給食費が滞納が多いと問題になっている、そういったときに学校給食費を無料にするとかが本来の私は政治の姿だと思うんです。子ども手当は別に非難するつもりはないんですが、そういった子ども手当をばかばかばらまいて、こういった水頭症なりの予防のワクチンがおざなりになっている。そういうことに非常に私は残念でならないんです。

どうかこの水頭症なりこういったものを、能登町の子供がならないようなヒブワクチンを打てるような制度をやはり町執行部としても頑張って早急につくっていただきたいというのが私の質問であり、お願いであります。どうか丁寧にお答え願いたいと思うんです。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まずヒブワクチンに関してなんですが、議員がおっしゃるようにヒブという細菌は小さな子供の鼻の奥に潜んでいることがあるということで、そのままでは決して病気にはなりません、ヒブが血液とか肺に侵入しますと髄膜炎や敗血症などの重症感染症を引き起こすということであります。また、髄膜炎の発症も5歳未満の子供に多く見られるということで、約半数が1歳までに感染するというので、その一方で、3歳を過ぎるとヒブに対する抗体もできてきますので保菌者が少なくなり、ヒブによる重症感染症も減ってきているということであります。

このような小さいお子さんをお持ちの親御さんにとっては心配な病気ということなんですが、2007年にヒブに対するワクチンの輸入販売が日本でも許可されまして、自費による接種が開始されております。議員おっしゃるように、今のところワクチンが十分供給されていないような状況も聞いておりますが、ワクチンの供給量等の情報も確認しながら、能登町におきましても近く助成によりワクチン接種の普及に努めていきたいというふうに考えております。

議長（山崎元英）

12番 山本一朗君。

12番（山本一朗）

町長の具体的な説明で、よりよく菌の怖さ、そういったものがわかるんですが、ヒブワクチン、これに対して、もし当町の若いお母さん方がお子さんに打ちたいという希望をされた場合に、宇出津病院等で打っていただけるのか。また、それはどれぐらい待たなければ打っていただけないのか。だれか係の方がわかっているならば、まずそれにひとつお答え願いたいと思うんです。

議長（山崎元英）

宇出津総合病院事務局長 山森景治君。

宇出津総合病院事務局長（山森景治）

議員のご質問にお答えします。

当病院では、21年度に6人の患者がおりました。今月に入り1回、1人ですが接種しております。購入につきましては、当病院では人数が少ないものですから予約されると二、三日から数日のうちに接種可能となりますので、ご希

望の方はまた言ってもらえればよろしいかと思っております。

議長（山崎元英）

12番 山本一朗君。

12番（山本一朗）

わかりました。宇出津病院でこれほど早く申し込んで打てるということになると、ヒブワクチンを打つ大切さ、そういったものというのは健康福祉課で若いお母さん方に告知しないのか。したは、また後遺症が出たら責任問題になるからしないのか。その辺どうなのか、ひとつ教えていただきたいと思うんです。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

あくまでもヒブワクチンに関しましては任意の接種ということで、これは町が勧めようが何しようが親御さんの責任で打っていただくのが一番であると思います。ただその助成という面では、やはり町がしっかりと助成体制を整えなきゃならないのかなというふうに思っていますので、あくまでも任意の接種ということでご理解いただければというふうに思います。

議長（山崎元英）

12番 山本一朗君。

12番（山本一朗）

これで終わります。

水頭症等の後遺症により、そのお子さんというのは大変な苦悩を強いられるわけなんです。そうすると従来、日本の古来からある親が子を育てて、その子供が将来力をつけて親を支えていく、そして孫子の代まで繰り返していく人間の循環型社会のシステムというのは、こういうお子さんが出た時点でその家庭は崩れてしまうおそれがあるんです。後遺症により子供さんは障害等になり、大人になっても納税もできない、社会や親にも貢献できないと、親も一生その子を支え続け人生を終わることになってしまうんです。そういったことも含めて、これをディフェンスする意味でもヒブワクチン接種というのをお子さんに打ったらいかがですかという軽い程度のメッセージは行政が発するべきだと思うんです。そして打つか打たないかは、先ほど町長も言われたが親の責任で、

これはうちの子供に打ちたいということになろうかと思うんです。そして打ちたいと思っても、今度は費用が高過ぎるから打てない。そこに行政の手助け、助成制度が必要かなと思うんです。

どうかこの件に関して前向きに、ヒブワクチン接種の助成制度設立におきまして、奥能登でないのは能登町だけなんです。どうかひとつ真剣に取り組んでいただけるかどうか、町長もう一回だけご答弁願って、私も終わりたいと思うんです。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ヒブワクチンに関しましては、産科のほうでも、産む病院のほうでもヒブワクチンの説明はしておりますので、そういった意味も含めて行政としても取り組んでいかなきゃならないのかなというふうに思います。

それと今おっしゃるように、できるだけ早い時期に助成というのを確立してヒブワクチンの普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（山崎元英）

山本君、よろしいですか。

12番（山本一朗）

以上で終わります。

議長（山崎元英）

次に、13番 鍛冶谷眞一君。

13番（鍛冶谷眞一）

少し緊張してますもんで、質問に入る前に。

昨晚、今年初めて孫と一緒に螢狩りに行きました。湿度もあるし温度もまあまあ高いし風もないいいかなと思って行ったんですが、雨のせいかやっと1匹見つけて帰ったんですが、毎年螢狩りに行っていて、よく子供たちに、こんな豊かな自然のある町に住むことを誇りに思ってもらいたいというようなことをスポーツ少年団の子供たちによく申し伝えるんですが、ことしもまだ乱舞は見えていませんが、また行きたいなと思っております。

さて、私は今回の質問は、町民の皆様が日々の生活の中で何となく、こうな

るのかな、きっとこんなふうになるはずだ、でも正確なところはわからない、それじゃどこに聞けば、どんなふうに聞いたらいいんだろうという身近な声について、本日は質問させていただきます。

1点目は、間近に迫る地デジ対応についてです。2点目は、頻繁に利用する能登有料道路の通行料についてです。3点目は、道路新設に伴う分譲地の件でございます。以上3点について質問したいと思います。

町執行部におかれては、町広報などにも出るわけですが、CATVを通じてビジュアルで伝えるという意味で明快なご答弁、ご説明を願えれば幸いですので、どうかよろしくお願いいたします。

まず1点目、地デジ対応についてであります。情報、通信の多様化、煩雑化に急激な変貌が遂げられている中、世界規模で、もしくは地球規模でデジタル化が進められておりますが、他方、高度なレベルでのデジタル社会とはほぼ関係なく日常生活を送り、アナログ社会で満足している私たちがいることも厳然たる事実であります。ヨーロッパやアメリカの諸国では、半年から数年デジタル化を引き延ばしているということですが、日本ではその機能を欲する人も欲しない人もいや応なしに2011年、来年7月に地デジ化することを連日新聞、テレビが告知しております。

さて、当町でも特に高齢者の方々やその家族の方から、今のアナログテレビでは2011年7月から全く見られなくなるがかね、外づけチューナーという機材を取りつけたら見られるという話も聞いたぞねとか、いやいや町の有線テレビに加入しとるさかいにこのままきつと見られるげんわいねと、などなど素朴な、そして少しでもお金をかけないで見るできないだろうかという苦しい声を多く耳にします。そしてまた、もしも買いかえするならエコポイントという制度いつまであるのか知らんけれども、このときに買うたほうが得かねというような声も聞きます。

まずは、この基本的なことについてご答弁願いたいと思います。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、議員ご質問の地デジ化という問題であります。議員おっしゃるように2011年の7月ということで、あと1年余りを残すのみとなりました。

それで、まず能登町の各世帯の地デジ対策の状況についてご説明申し上げます。昨年の12月に全世帯を対象に回覧形式でアンケート調査を行っております。その結果、地デジが見られるテレビを1台以上所有している

世帯というのが約65%でした。そして、現時点ではさらに半年ぐらいたってありますので10%程度伸びているのかなというふうに予想しておりますけど、まだまだ未対策世帯も相当数あるというふうに思っております。そして未対策世帯の中には、議員おっしゃるように何をどうすればいいのかわからない世帯とか、あるいはそもそも地デジ化というのを問題としてとらえていない世帯もあろうかというふうに思います。

デジタル放送を視聴しまして、そしてその機能を利用するには、基本的には今あるアナログテレビをデジタル対応テレビに置きかえなければならないということでもあります。

そしてエコポイントに関しましても、当初は本年3月までの期間でしたが、これが12月末までの延長というふうになっております。対象商品は少し絞られたようですが、ぜひこのキャンペーンを利用されるのもよいのではないかなというふうにも思っております。

そして能登町有線テレビのほうでは、まずエコポイント制度が終了します12月末を持って再度、町内を抽出する形で普及アンケート調査を行いたいと考えております。そして、アナログ終了時期までには全世帯にデジタル対応テレビが1台以上あるというのが理想だというふうに思っておりますけど、なかなかこれが困難であるというふうな状況が判断される場合には、最終的には利用者保護という観点から、平成27年3月までの暫定的かつ緊急避難的な措置ではありますが、デジアナ変換ということで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ただ、このデジアナ変換につきましては、従来のアナログテレビで放送は見られるわけなんですけど、上下に黒い帯が入るとか、あるいは文字が見づらくなるとかいうことがありますして、決してデジタルテレビのかわりをするものではないというふうに考えております。もちろん外づけ簡易チューナーでもテレビを見れることはできますが、やはり期限もあることですので、いずれはデジタル対応テレビに置きかえなければならないということでは現状では変わりありませんので、ぜひ町民の皆様にもご理解いただきながら、そういった対応をしていただければなというふうに思っております。

議長（山崎元英）

13番 鍛冶谷眞一君。

13番（鍛冶谷眞一）

これできっと町民の方がわかってもらえるというふうに思っております。2015年3月までの暫定期間、国がやっと設けた。国は大変自治体、それから

有線テレビ事業者に対し非常に不親切でした。もっと早くにこのことを伝えてくだされば、町民の方は、それから町は対応ができたんですが、後手後手に回って今来ているのが現状で、町民の方にもわかりづらいということですが、暫定的な救済方法で見ることが何とか可能だということで。ただし、電気、家電屋さんもこれまでは量販店に取られたのを地元の方が頑張ってデジタルテレビを販売するというチャンスでもありますし、そういうふうに基本的には皆さんの対応を待ちたいけれども、最悪は視聴者を守るという町長の立場を理解したつもりです。

それでは同じように衛星テレビ等々について、今現在契約している方は二千幾らですか払っていて、まだアナログという表示が出ているんですが、あれはどうなるのでしょうか。もしくはスカパーとかそういうところ……。

担当課おわかりでしょうか、お願いいたします。

議長（山崎元英）

広報情報推進課長 館博之君。

広報情報推進課長（館博之）

それではお答えさせていただきます。

アナログの衛星放送はどうなるのかというふうなご質問かと思えますけれども、アナログ衛星放送も地上アナログ衛星同様に来年の7月までに電波がとまるというふうなことでございます。まず確実に放送が見られる時期を考慮し、来年の3月末まででサービスを終了したいと考えております。引き続きデジタル衛星放送を見るためにはパラボラアンテナが必要となっております。設置工事に関しては、家電取扱店などにご相談ください。

それと能都、内浦地区において終了となる放送ですけれども、NHK衛星第1、NHK衛星第2でございます。柳田地区において終了となる放送は、ホームターミナルによるアナログ衛星放送チャンネルサービスでございます。柳田地区の多チャンネルサービスについては、大きく変わるため、内容がわかりにくいという人たちを対象に説明会を開催することを考えております。その説明会の日程につきましては、町内会長あての文書とともに広報のと7月号にお知らせしますので、よろしくお願いします。

なお、能都、内浦地区についても出前講座という形で説明に上がることができますので、要請していただければ幸いと考えております。

以上です。

議長（山崎元英）

13番 鍛冶谷眞一君。

13番（鍛冶谷眞一）

どうもありがとうございました。有線テレビの先進自治体であった柳田さんは光ファイバーでチャンネルサービス等もあったが、これも3月でということなのですが、実は合併する前の柳田村、能都町、内浦町とみんなが違うもんですから、ぜひ出前講座等を駆使し、またもう一つお願いがあるんですが、このことについては日々の活動で、必ずテレビのことについては皆さん心配されます。そのときに町民課等に窓口に来たときに、皆さんが同じレベルの同じ答えをできるように精通して、皆さんが町民の方に指示できるというような少し研修期間も設けてもらって対応願えればというふうに思いますもので、よろしくお願いします。

それでは2点目、能登有料道路の通行料金についてお尋ねしたいと思います。

県は、新幹線の開業の相乗効果で能登半島の活性化に結びつけるということのを思い、GPSの採用、掲載に要する1年間を視野に入れて、当初の無料化を10カ月前倒しをして2013年4月、完全無料化します。交流人口の拡大、流通コストの軽減、通行時間の短縮などなど大変な経済効果をもたらすでしょうし、何よりも金沢から近い壁のない能登になって、ようやく石川県が一つになるんだという心理効果のほうがもっとももっと大きいかと思います。まさに悲願達成の2013年4月が今から楽しみなんです。

さて、これに加えて、本年8月から無料化に先立ち割引制度の拡充ということで、中能登以北の3市4町の住民が金沢まで通行した場合、片道460円での利用が可能となります。そこで、割引通行券は役場で購入しなければならないということは承知しておりますが、金沢までなら460円、でも北陸道に乗るために白尾でおりたらどうなるんですかと。そのときは幾らなんだろうかなというようなことについてお答え願いたい。

そして、8月1日までに、皆さん車の中によく10枚つづりの分が残っておるんですが、使い切れなかった場合、昔のハイウエーカードみたいに払い戻しがしてもらえるのか、してもらえないのか。

この2点についてお尋ねしたいと思います。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

能登有料道路に関しましては、議員おっしゃるとおり10カ月前倒ししまし

て平成25年4月より完全無料化ということになりました。その背景には、石川県が石川県道路公社へ出資あるいは貸し付けを行っておりました全額を放棄するというふうにしたおかげで10カ月前倒しということになりました。そして本年8月からは、横田の料金に加えて、上棚矢田の料金についても割引通行券をお買い求めいただくと実質無料になるということで、あくまでも割引通行券を買っていただかなければならないということでもあります。そして普通車の場合は、議員おっしゃるように全線が460円で金沢まで行けるということでもありますし、白尾までですと340円でご利用いただけるということでもあります。

また余った半券等に関しましては、現状では払い戻ししないということでご理解いただければなというふうに思います。

議長（山崎元英）

13番 鍛冶谷眞一君。

13番（鍛冶谷眞一）

楽しみです。460円とか340円で行けるのが。本当にそうであればありがたいなと思っています。あとは、やはり私たちが地元で買うことだけで、能登の人間は安くなるけど、入ってくる方にも安くなるように、県のほうもきっと努力してもらわないといかん。でないと入ってこないというふうに思います。そんな意味では、能登有料道路の安くなるのは大変ありがたいというふうに思っております。

それでは3点目の質問に入りたいと思います。

宇出津漆原地区の旧の法務局や女学校のあったところが更地ということになり、緩やかなカーブを描いて道幅も大変広く整備されました。後背地の急傾斜の工事等を済ませた後、分譲地を確保し、これを販売する計画というふうに伝え聞きます。この事業の概要とタイムスケジュールをお尋ねいたしたいと思います。

また、分譲の際の購入希望者について、その資格要件等があれば明示願いたいと思います。

議長（山崎元英）

持木町長。

町長（持木一茂）

まず、議員ご質問の第1点目の急傾斜地崩壊対策工事のスケジュールという

ことなんでありますが、まず現在は対策工事に係る用地の測量を行っております。そして、今後は地権者との交渉を行いまして、対策工事に必要な用地を取得して対策工事を発注する予定にしております。また、石川県急傾斜危険区域内における開発行為許可申請というのはもう申請済みであります。

具体的には9月上旬に急傾斜地の工事を発注したいというふうに考えておりまして、本年度末の完成を見込んでおります。

そして、分譲についてのスケジュールですが、分譲公告というのは2年後ないしは3年後になろうかというふうに思います。これだけ遅くなるのはなぜかと申しますと、やはり解決を要する事項が残っているということで、まず最も有効な区画割りの工夫も必要でしょうし、それに伴います区画内の道路の建設もあります。また、隣接用地の問題ということも処理しなければならないということで、2年後か3年後に分譲公告というふうになろうかと思っておりますが、町としましてはできるだけ早く遊休財産の処分を目標に今後とも取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、次の購入希望者の資格要件等についてであります。通常の契約能力を有する個人または団体の方というふうに考えております。

議長（山崎元英）

13番 鍛冶谷眞一君。

13番（鍛冶谷眞一）

実質使えるようになるまではまだ二、三年かかるということで、少し時間的余裕もあるみたいですが、実は私はこの地について大きな希望を持っております。当該の地は平成元年10月23日、県指定の無形民俗文化財として認定された宇出津のキリコ祭りの本祭2日目のメイン会場であります八坂神社の真ん前にあります。例年、事故や火災に備えて救急車や消防車が配備されたり、また祭礼委員会の皆さんが詰め所をつくって対応したり、また観客のニーズにこたえて移動型の簡易トイレを設置したりというようなところで、非常に大事なところがございます。郷土の伝統文化の継承や、ふるさとへ帰省するその効果も大きいし、無論交流人口の拡大にも大きく寄与しております。その最大のイベントである祭り、宇出津の人ならばだれもがこれは認めるところであろうかと思えます。

ところが町長もご存じのとおり、八坂奉賛会、祭礼委員会、そしてそれに一緒に活動しているような彌榮太鼓、この面々はどなたも事務所も倉庫も持っておりません。たしか暫定的に北部保健所のガレージのところ、シャッターあけたところに少し祭礼委員会の看板が置いてあったり、彌榮太鼓の材料が少し置

いてあったり。今はフルーツフルパークの管理事務局に置かせてもらっているのかもしれませんが。何よりも彌榮太鼓の主催者が、自分の家をまるで太鼓の倉庫になったような家の中に太鼓はごろごろしているわ、自分の大事な作業用倉庫はキリコの置き場になっているわというような状況で、県指定の無形民俗文化財といいながら事務所もないというのが現状です。

つきましては、この分譲地の一角にその用地を確保することを前向きに検討するご意思はないか。やり方はいろいろあるかと思います。もちろん祭りの関係団体の代表者がその方の名義で購入することが第1案でしょうが、第2案として、町がその土地を所有し、有料もしくは減免も視野に入れて関係団体に賃貸することも可能でしょうし、もっと推し進めて伝統文化継承の意味で（仮称）祭り保存会館とでも称して小さな事務所を持ち倉庫を持つということも、私どもはでき得ればそんなふうになればというふうに夢見ます。

宇出津のあばれ祭りのみならず、各地の当町の祭りは、ふるさとに帰る人を迎え、そしていろんな昔話に花を咲かせる大事な機会であり、何よりも伝統、芸能、文化だと思っています。そんな意味で、この祭りに対する思いと、具体的に町長からこうしますということは聞こえないとは思いますが、少し思いを聞かせていただければ幸いです。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

確かに議員おっしゃるように、この分譲地というのは八坂神社のすぐ近くにありまして、非常に祭りにとっても大事な土地柄かなというふうには思っております。以前には、合併前には、キリコの常駐の小屋をつくるとかいうようなお話もありました。いずれにしても、町が関与するには非常に難しい面があるかと思います。祭りといいましても、キリコ祭り、あばれ祭りだけではありませんので。

ですから、そういう意味ではご理解いただきたいと思いますが、しかしながら、やはりそういった祭礼委員会にしても1年じゅう活動しているわけでもありませんので、そういった事務所というのもいかがかなというふうな気もします。ただ、そういった県の指定文化財でもありますし、彌榮太鼓は町の指定文化財でもありますので、そういった文化財の保護という観点からはいろんな文化財がありますので、それをひっくるめた形でのそういう対応というのは可能かなという気もします。そのときには、その場所がいいかどうかという問題もまた出てこようかと思っています。

例えばハーモニーセンターなんかは、今、文化と芸術の拠点にしたいという思いもありますので、そういうことも含めて文化財保護のための検討もさせていただければなというふうに思います。

議長（山崎元英）

13番 鍛冶谷眞一君。

13番（鍛冶谷眞一）

町長としては、なかなか難しいのかもしれませんが。私は初めて町長が旧能都町の町長になったときに、祭りの日に役場の前ではっぴを着て担ごうと思っていたら、支持者の方からあんた一人の身じゃないよと、怪我したらどうするんやと怒られて、いさめられて、じだんだを踏んで担ぎたがった町長の姿を覚えております。恐らくや大橋組の組員として責任を果たしていないということに思いもあろうし、本当は祭り大好き人間である持木町長のこれからの祭りに対する行政的な取り組みも大きく期待して、質問を終えたいと思います。

どうもありがとうございました。

休 憩

議長（山崎元英）

ここでしばらく休憩いたします。30分から再開いたします。（午前11時20分）

再 開

議長（山崎元英）

それでは再開いたします。（午前11時30分再開）

1番 酒元法子君。

1番（酒元法子）

それでは、2点についてお尋ねいたしておりますが、まず初めに、このたび男女共同参画社会実現に向けて早速実行していただき、一点の光を与えてくださいましたようで、また男女問わず、やる気のエンジンをかけていただいたようにもとられまして非常に感動いたしております。

また、携帯電話不感地帯のための工事も完了いたしまして、安心して畑仕事ができる、いつでも救急車が呼べるような感じがお願いすることもできるし、

また親元を離れているご家族の方々からも大変喜ばれておりますことを皆様になりかわりまして厚く御礼申し上げます。ただ、当町ではまだまだ不感地帯が多くございますので、引き続き安心できるまちづくりのためにご努力をいただきたいと思います。お願い申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

まず1点目でございますが、子宮頸がんの予防接種の助成等についてお尋ねいたします。

日本では若い女性に急増しており、特に20代から30代の女性がかかるがんの中で最も発生率が高くなっている子宮頸がんは、年間1万2,000人が新たに子宮頸がんにかかり、約3,500人が子宮頸がんのために亡くなっていると推計されております。

また、子宮頸がんはワクチン接種により予防が可能ながんとして、予防できる唯一のがんと言われるなど、ワクチンの予防接種が進められているところがあります。しかしながら、ワクチンの予防接種は3回行わなければならないということであり、その費用も1回1万5,000円程度で、3回で4万5,000円程度と高額であり、大きな負担となっているのが現状でございます。

そのような中で、全国では子宮頸がんのワクチンの予防接種費用に対して全額または一部補助を行っている自治体もございますそうであります。石川県内においても能美市や津幡町で予防接種費用の一部助成が始まったところと聞いております。

ところで当町といたしましても、町民福祉の充実等の観点から当該ワクチンの予防接種費用の助成についての対応をお伺いいたしたいと思います。

また、それとあわせて各種予防接種等の対応についてもお伺いいたしたいと思います。

お願いいたします。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、議員のご質問に答弁させていただきたいと思いますが、今ほどはお褒め、そしてお礼をいただきまして、まことにありがとうございます。今後もしっかりとそういった対応をしてまいりたいというふうに考えております。

それでは、議員ご質問の子宮頸がんの予防接種の助成についてということですが、子宮がんの7割を占めると言われております子宮頸がんは、日本人に多く、2007年では30歳から40歳代で一番多く、10万人に対しま

して10人から15人が罹患している状況でありました。そして近年の傾向としましては、議員おっしゃるように20代、30代と若い年齢層に急増しているということでもあります。

そして、この子宮頸がんの組織の99.7%からヒトパピローマウイルス、HPVというものが検出されることから、子宮頸がんの発生にはこのHPVの感染が深く関係しているというふうに考えております。その中でも、HPV16型、18型は子宮頸がんの70%の原因となっているそうであります。この発がん性リスクの高いHPV16型、18型を中心に不活化ワクチンが開発されまして、日本でも接種が開始されております。

ワクチン接種の対象者は10歳以上の女性で、議員おっしゃるように3回接種が必要であります。なるべく早い年齢での接種が効果的ということで、諸外国では小学生での接種がほとんどであるとのことでもあります。そして接種費用につきましても、かなり高額ということでもあります。

このワクチンにつきましましては、もう既に感染しているHPVを排除したり、あるいはがん細胞を治す効果はありませんので、ワクチン接種によりまして100%がんが防げるということではないということでもあります。ワクチン接種後もやはり検診を受けることは必要であり、早期発見には検診は欠かせないということでもあります。

そして、当町での定期的な予防接種としては、ジフテリア、百日咳、破傷風を含む3種混合ワクチン、ポリオ、麻疹、風疹、日本脳炎、BCGワクチンを無料で現在実施しております。また、高齢者対象の季節性インフルエンザを一部助成して実施しております。そして、近年認可された任意の予防接種ということで、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、高齢者対象の肺炎球菌ワクチンなどがあります。

予防接種により身体的な負担を少なく、病気のリスクを減らすということは大変望ましいことだと考えておりますので、町でも直ちというわけにはいきませんが、順次財政措置をして助成によりワクチン接種を推奨していきたいというふうに考えております。

議長（山崎元英）

1番 酒元法子君。

1番（酒元法子）

町長みずから医師という立場であられますので、こういう点についてはいち早く対応していただけるかという安心を持ってお願いいたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは次の点についてお願いいたします。

能登町におけるまちづくりの構想についてお尋ねいたしたいと思います。

当町の活性化には、国の各種施策を初めとした事業実施とあわせ、加賀地域と能登地域の連携が不可欠と考えております。また、当町の魅力や活力を含めた独自性を活用したまちづくりも来訪者の増加を初め重要ではないかと考えております。このようなことから、当町の魅力を生かしたまちづくりについて、各種自治体との連携を含め、町長のお考えをお伺いいたしたいと思います。

また、金沢市においては市民参加型のまちづくり市民研究機構を組織し、地域活性を生かしたまちづくりを行っていると聞いております。地域にはさまざまな年齢の方や経験を積み重ねてきた方々が大勢おられ、その見識等は重要な財産であると思います。そのような方々の意見がよい形で反映されるような町民参加型のまちづくりができれば、当町の魅力のアップにつながるとともに、地域の活性化に寄与するのではないのでしょうか。

以上のようなことから、当町といたしましても町民参加型のまちづくりの取り組みができないものかどうかということをお伺いいたしたいと思います。お願いいたします。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

酒元議員のご質問の能登町におけるまちづくり構想ということですが、町が現在取り組んでおりますまちづくりを初めとするあらゆる施策というのは、平成18年に策定いたしました能登町第1次総合計画をもとに実施しているわけでありまして、この計画は、町で最も上位に位置づけられるというふうに思っておりますし、そして「奥能登にひと・くらしが輝くふれあいのまち」を将来像に掲げまして、この実現に向けての5つの重点プロジェクトを設定し、重点的かつ横断的に取り組んでいるところであります。

また、本年4月に施行されました過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律、いわゆる新過疎法によりまして、今までのハード的な施設整備などに加え、地域医療の確保あるいは生活交通の確保など日常生活に係るソフト事業にも拡充できることになりました。これによりまして、議員がご指摘されました地域の特性を生かした独自の取り組みについても一層の推進が期待できるというふうに思っておりますし、これから策定いたします能登町過疎地域自立促進計画に能登町としての特性を生かしたソフト事業を盛り込みながら、そして実現に向けた取り組みを展開していきたいというふうに考えております。

また、もう一つのご質問の住民参加型の取り組みについてであります。議員がご紹介いただきました金沢市の金沢まちづくり市民研究機構というのは、金沢世界都市構想の実現に向け、市民主体による金沢の個性豊かで創造的な都市政策を研究するために設置されたものであります。

能登町におきましては、先ほど言いました能登町の第1次総合計画の中で、住民参画の推進ということについても盛り込んであります。また私も常々、協働のまちづくりということを提唱しておりますので、よりよい町にしていくためには、やはり住民の皆様と、そして行政が力を結集していくことが必要不可欠というふうに思っております。具体的な取り組みとしましては、各種委員会などの委員の公募制の導入を行いましたし、住民主体による都市住民との交流活動、また地域おこしグループによるまちづくり活動、福祉、文化活動などさまざまな分野におけるボランティア活動や、あるいはNPO活動につきましても、公益信託、エンデバーファンド21を活用し、積極的に推進しているところでもあります。

これらの取り組みによりまして、第1次総合計画で提唱いたしました計画を実現し、そして安全で安心して暮らせ、住んでよかった、住んでいてよかったと言ってもらえるようなまちづくりを今後も展開していきたいというふうに考えておりますので、議員の皆様、そして町民の皆様のさらなるご支援、ご協力を賜ることを改めてお願い申し上げて、答弁とさせていただきますと思います。

議長（山崎元英）

1 番 酒元法子君。

1 番（酒元法子）

5月28日でしたでしょうか、金沢市の山出市長さんが顔の見えるまちづくりをしなければならないという新聞を見まして、新人の課長さんのお集まりの席で講演をなされたそうでございます。こちらからも行かれた方おられるのでしょうか。行っておいでしましたか。——そうですか。

そうしたら、お話が行き届いているかと思しますので、あえて申し上げますが、やはり町として自立して、能登町の目玉を磨く新しいお考えを皆さんで取り組んでいったらどうかという気持ちもいたしましたし、また能登町唯一の深層水、先ほどからよくお話が出ておりますが、私非常に残念に思うことが一つあるんです。

といいますのは、志幸議員がおっしゃいましたけれども、いろいろな糖尿に効くとかいろいろな商品化されて、深層水を持って行って商品化されている

方々に話を聞いたことがあるんですね。そうすると、能登町では製菓はできませんけれども、日本全国に発信する機会を持って、もっと営業でしょうか、全国に向けて動いたらどうかなという、もったいない気がいたしてならないんです。ひさしを貸して母屋取られたということのないように、せっかく求めた、でき上がった深層水を地方のほかのところで使って、それは使っていただくことはまことにいいことなんですけれども、やはり能登町でいろいろ産物ができ上がってきておりますけれども、宣伝がいまいちでないかなという残念だなという気持ちが少々ございまして、あえてお話をさせていただきました。

どうぞ皆様よろしくお願いいいたします。

その件について、町長、もう一度、申しわけありませんが深層水について、もっと広く全国的に発信できないでしょうか。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

能登の海洋深層水につきましては、全国的に見れば後発組ということで非常に知名度的にもまだまだなのかなという思いがありますので、ぜひ議員がおっしゃるように、逆に後発だから余計に汗をかかなきゃいけないというふうに思いますので、能登の海洋深層水ということで今後もしっかりと取り組んで、そしてできるだけ全国のほかの深層水に負けないようなPRにも努めていきたいというふうに考えております。

議長（山崎元英）

1 番 酒元法子君。

1 番（酒元法子）

能登は本当に景色もいいし、水もきれいだし、海水がとてもきれいだと思いますので、そういう利点を生かしてどうぞご検討いただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。いろいろありがとうございました。よろしくお願いいいたします。

議長（山崎元英）

次に、4 番 南正晴君。

4 番（南正晴）

それでは通告どおりに質問に入りたいと思いますが、お昼前の時間ということでおなかもすいたでしょうけれども、先ほど議長が12時15分までは執行部は勤務時間だから大丈夫だということなので、そこまでもつかどうかわかりませんが質問をさせていただきたいと思います。

通告してありました鳥獣害対策ということでございますが、当町のホームページを見ますと、その中に町勢要覧というのがあるんですが、資料が古くて、農業に関する農家戸数は平成17年2月1日現在で農業経営の个体数が1,261、販売農家が1,240だと。畜産に関しては、乳牛が8経営体で640、肉牛が25の経営体で1,270、豚が3の経営体で3,880、鳥が8経営体で34万1,200羽というふうになっております。そのほか林業、水産業とあるんですが、余り詳しくないほうに頭を突っ込んで物を言っても恥をかくだけですので、この辺で、これらの資料というか数字をもとに少しお聞きしたいんですけれども。

我々農家はほとんど皆さん経験していると思いますけれども、例えば田植えが終わった後、その水田にサギとか、最近は海岸のほうからカモメが飛んできて、30羽、40羽という集団で水田に入り込みまして苗を踏み倒すとかそういった被害がありますし、夏になりますと収穫間近に迫ったスイカ、トウモロコシ、そういったおいしそうなるものをタヌキやキツネ、またはアライグマですかね、そういったものにとられるとか食べられる。また果樹に関しても、ブルーベリーとか柿、それからリンゴなど、ヒヨドリとかカラス、トビなどの被害に遭う。

それぞれの農家でいえば金額は大きくないんでしょうけれども、こういった被害があるということで、まず町当局としては、こういった被害に遭う収穫物というか生産物の総額というのは把握されているのかどうかひとつお聞きしたいということと、それから先ほど言いましたアライグマなど、私もまだしっかり見たことはないんですけれども、外来、外国からやってきて能登のほうにすみついてしまっているような動物などがいるのかどうか。また、それもある程度数的に把握しているのかどうか。まずこの辺をひとつお聞かせ願います。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それではまず鳥獣害被害についてであります、議員ご指摘のようにタヌキとかムジナとか鳥類などの畑作への被害というのは近年増加しているということですが、具体的な被害額については申しわけありませんが不明という

ことで、ご理解いただきたいというふうに思います。

そしてまた外来生物につきましては、石川県におきましてもその種類とか生息数についてはまだ詳細に把握しているものではありませんが、特定外来生物が8種類ほどあるということです。アライグマとかウシガエルとかブルーギルとか含めてなんですが。しかしながら、能登町においてはまだそういった特定外来生物の目撃情報というのはないということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（山崎元英）

4番 南正晴君。

4番（南正晴）

残存ながらよくは調べてないということで、今後そういったことに取り組んでいただきたいなと思うんですけども、なぜこのようなことをお聞きしたかといえば、町長が今議会の初日に申し上げておりましたが、宮崎県で発生いたしました口蹄疫、牛に発生したということで、4月20日に1例目の感染牛が見つかり、もう2カ月たつんですけどもいまだに終息というかそういった兆しが見えておらずに、6月15日現在の日本農業新聞によりますと疑似患畜は19万7,700頭、ほぼ20万頭近くにまでこの病気が広がっている。殺処分、埋め立てたのが16万7,000頭で、まだ3万頭近くが処理できずにいるということなんですけれども、これは当然、宮崎県だけの問題ではなくて、今隣の鹿児島にも広がりつつありますが、畜産農家の方に聞きますと、現在感染ルートというのはまだはっきりしていないらしくて、目に見えないウイルスはどこからやってくるのか。いろんなうわさが飛んでいるらしくて、ハエが運んでくるとか、風で飛んでくるとか、こういった感染拡大への不安の中で農家は闘っているわけですが、当然この奥能登へも飛び火してこないとは限らないと思うんです。

きのう地元の畜産農家に聞きますと、たとえ殺処分された分の頭数に対して政府が幾らか補償金を払うというふうに言っておりますが、結局自分の農場からすべて牛がいなくなるわけですから、それから新たに親牛を飼う、子牛を飼う、それから繁殖、肥育を始めるんですけども、再び自分が現金収入として得るようになるためには当然3年から4年近く歳月がかかるだろう。ということは、その間収入がなくなるんですから、それに耐えるだけの体力を残しておかないと農家はとてもじゃないがやっていけないということで、ほとんどの農家が残念ながら廃業していくのではないかという予測をされております。

これは先ほどお借りした資料ですが、6月2日付の新聞によりますと、能登

牛の出荷ということで、内浦放牧場を拠点に全農いしかわが5年で倍増の1,000頭を目指したいということで、当然地元農家は期待されておるし、能登牛のブランド化に当然拍車がかかっていくわけなんです。そういったことに水を差さないためにはある程度の予防というかそういったものが当然必要になってくるんだろうと思いますけれども、私が調べたところによりますと、先ほど言ったように感染ルートがはっきりしておらないんですが、口蹄疫というのは、改めて言うまでもありませんでしょうけれども、感染した牛との接触、空気感染、それからウイルスが付着した飼料、器具、衣服、車両等により広がると言われております。フランスでは、フランスで発生した口蹄疫のウイルスが200キロ離れたドーバー海峡を越えてイギリスまで飛んでいったと、そういった報告書もあるそうです。

これは改めて説明する必要ありませんが家畜の伝染病の一つで、偶蹄目といって豚、牛、親しみのあるところではヤギ、羊、シカ、イノシシ、カモシカなどでしょうか。ひづめが2つに割れている動物だということで、奇蹄目というひづめが奇数の動物には不思議と感染しないらしいんですけれども、偶蹄目のこういった四つ足の動物のほかにも、ハリネズミや象なども感染の危険性を持っているというまことに怖い病気でありまして、先ほどの畜産農家に言わせると、その中でも一番怖いのは人の移動だろうと。畜舎へ入った人が消毒して次へ行くんですけども、服の中に残っていたりする可能性が一番強いだろうというふうに言っておりました。その次に心配なのは、やはりネズミとかの小動物ですね。畜舎の中へえさを食べに入っって、そこで付着したウイルスをネズミですからトラックとかにもぐり込んで、そのまま長距離を移動する。そういったことも考えられると。またもう一つとしては、タヌキやキツネ、アライグマなど野生の動物が、これもまた畜舎のほうへ入っってえさを食べると。そこから自分たちの動く範囲だけでも当然ウイルスを運ぶというふうに、そういったことも考えられると。

このあたりの対策というのは、実は行政に頼るのも非常に安易なんだとは思いますが、先ほど言ったように畜産統計の中で肉牛、乳牛合わせて1,910頭の牛がいるんだと。豚でも3,880頭がいるんだと。当町でこれだけの数がいるということは、対策は当然しなければいけないのではないかと思いますので。農家がすべて自己責任で行えというのも非常につらいものがあるのではないかなと思いますので、口蹄疫のこともお聞きしたんですが、このあたり、まず町長はどのようにお考えであるか、少しお聞かせ願います。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

口蹄疫に関しましては、予防対策に尽きるというふうに思っております。宮崎県のほうでは非常に不幸なことに広まっている、あるいは終息に向かいつつあったのがまた新たな箇所での発見ということもありましたので、予防対策に尽きるのかなというふうに思います。

そして、そういったウイルスの侵入を防ぐためにも、家畜保健所では各農家さん、畜産農家さん等へ農場への人とか車の出入りの制限、あるいは消毒の徹底とか、そしてまた家畜の観察を行ってほしいなどというような指導をしておりますが、あくまでもこれは非常に微妙な難しい問題かなと思っています。もし例えば被害が及ぶようになったときには国とか県の指示のもと、いろんな関係機関との連携のもとで対策を練っていかなければならないと思っておりますが、まずは農家さんによる予防対策に尽きるのかなという気しております。

議長（山崎元英）

4 番 南正晴君。

4 番（南正晴）

当然、農家の予防対策に尽きる、それしかないんですけれども。町長もそう答えざるを得ないだろうなと思ったんですけれども。鳥獣害対策と口蹄疫、関係ないだろうというような気もするんですけれども、この辺もあわせて実は本日の鳥獣害対策のメインの話に持ってこようかなと思ったもので、あえて今のことも言わせていただいたんですが。

なぜかといいますと、最近、奥能登、我々の住んでいる地域というのは、もともとはイノシシやシカ、猿、そういったような広域にわたって甚大な被害を及ぼすような動物は存在していない。私が物心ついたときから間近で見たというのは、一度、猿の騒動があったときに河原を走っている群れから離れた猿を見たぐらいなんですけれども。このうち近年、最近ですが温暖化のせいですかね、イノシシとかシカの分布域が北上していると。要するに北のほうへ上がってきているということが言われてきております。

そうすると当然こちらのほうへも被害が出てくる可能性があるのではないかとということで、ひとつお聞きしたいんですが、特にイノシシですね。イノシシというのは雪害に弱くて、以前は日本海側の北限というのは福井県までだと言われていたんですが、石川県では10年ほど前に県境でイノシシの被害が確認されて以来、年を追ってだんだん北へ北へと上がってきており、2007年には宝達志水町、2008年には七尾市にまで目撃情報が広がってきたと。20

09年3月には七尾湾を泳いでいるイノシシが見られたということで、対岸の能登島にも入り込んできたという情報があります。さらには2009年の10月、輪島市の熊野町でもいよいよ出没情報が入ってきて、急速に北へ北へと。

イノシシがつくようになると、かなり作物が荒らされるとか、生産農家においては柵を設けなきゃいけないとかいろんな金銭的な負担が出てくると思うんですけども、これが広がってきたのは、先ほど言うように温暖化もありますが、新聞などによれば農林業の衰退により人の手が入らなくなった中山間地というのが特にイノシシにとっては絶好の生息場所だということで、我々の能登町においても山林、原野というそういったものが地目別の面積で見ますと、能登町においては山林と原野合わせると面積的には63.3%、3分の2ぐらいを占める割合になるかなと思うんですけども、そこへ入り込んでくるのが予測されるということでお聞きしておるんですけども。

まだ早い心配事だから杞憂じゃないかとも言われそうですが、こういったイノシシの北上、それから先ほど数は正確に把握していないと言われましたが、外来生物が温暖化によって住みつくことが考えられますので、これらの被害を防ぐために専門の鳥獣害対策のスペシャリストといったものを育成してはどうかということを提案したいわけです。

6月11日の農業新聞でしたか、福井県的美浜町が県と連携してこういった鳥獣害対策のスペシャリストを育成するように乗り出してきたということですから、当町でもだれか1人か2人、そういった鳥獣害の対策に詳しい人材を育成して農家の指導に当たらせるということを望みたいのですが、その点はいかがお考えですか、町長。

議長（山崎元英）

農林水産課長 坂東裕君。

農林水産課長（坂東裕）

まず、イノシシの目撃情報についてからお知らせいたします。

本年に入りまして、まず穴水町では、イノシシではないかという目撃情報があったんですが、輪島市門前の海岸において現実にイノシシの死体が上がっております。それを受けまして、穴水町及び輪島市では鳥獣害被害対策協議会を設置したと聞いております。それを受けまして、当町におきましても本年度中に対策協議会を設置し、鳥獣被害対策の体制づくりを検討しているところでございます。

次に、その協議会の中で、例えば鳥獣等の捕獲、防護などの施設整備も検討することはもちろんであります、捕獲に至っては一般の人が捕獲できません

ので、資格を持った人間が必要となりますので、捕獲の資格を取るように本年度中にうちの担当職員１名か２名派遣するように予定しておりますので、ご理解をお願いします。

議長（山崎元英）

南議員、まだまだ時間残っておりますので。

４番（南正晴）

今の課長の答弁で、町でも、私なりに杞憂かなとも思いましたけれども、もう対策を講じるということなので、非常に心強いなと思いますので、時間あるようですけれども、５分ほど前に、以上で質問を終わらせたいと思いますので、どうか前向きに、よい職員を育成していただきたいと思います。

以上です。

休 憩

議長（山崎元英）

ここで暫時休憩いたします。午後１時から再開いたします。（午後０時０９分）

再 開

議長（山崎元英）

再開いたします。（午後１時００分再開）

それでは次に、１１番 宮田勝三君。

１１番（宮田勝三）

それでは、議長のお許しを得ましたので質問をさせていただきたいと思いますが、先ほど南議員から口蹄疫の件の話が出ましたので、いささか僭越ですが宮崎県の方々や九州全般にわたっての方々、畜産農家の方々が苦渋の選択を迫られるというような形の中で、そしてまた最近では個人的にお話をしたことがあるんですが、町内外の畜産の経営の方とも話しする時間がございまして話ししましたら、大変心配をしておると。我々の地元でもそういうようなことを危惧されている方が多々おられるということで、そういった方々に心から励ましの言葉を贈りたいなと思います。

それでは私がお願いしてありました雇用と景気対策といいますか、そういったことでお願いをしてあったわけですが、以前にも失業対策や景気対策という

ことでお話をさせていただきました。

そういうことで、まず町長にお話をお聞きしたいと思うわけですが、ご存じかもしれませんが、能登のハローワークでの話でございますが、昨年の4月、今年度の4月、いささかも数字的には変わってないと言っても過言ではございません。参考までに申し上げますと、能登にありますハローワークでは求人倍率が4月現在で0.24、石川県内平均では0.53、全国では0.46。済みません、これは21年の4月。それで22年、今年度の4月では我がところにありますハローワークでは0.27、県内平均では0.54、全国レベルでは0.48、そういうことで数字的には若干0.0幾つぐらいは動いているわけなんです、いささかも雇用の情勢は変わっていないのが現状でなかろうかなと思います。

それと能登ハローワークでの単純に求人数と求職者の数でございますが、昨年の4月では求人数が214、求職者数が721、今年の4月では求人数が188、求職者数が592という数字でございました。そういうことで、常々町長にもお伺いをし、違った形での要望もしてまいりましたが、町では国からの流れた事業の中で雇用創出事業等々がございます。そういったものを踏まえ、そして今日のこの数字を踏まえ、町長が今この数字を聞いたときに、聞かなくても当然心の中にはこういった厳しいものをいろんな形で受けとめられておられると思いますが、雇用に対して、景気の対策に対して町長はいかがお思いか。今の現況下を含めてお答えを願いたいし、また国や県の流れじゃなくして、町独自で一人でも多くの方を救うべく手だては持っておられるのか。そういったことをまず町長にはお伺いしたいと思います。

それから担当課長には、以前にも当然お聞きしましたが、いろいろとそういった事業の展開の中で研修等々を行い、就職に結びついたという事例も多々あるかと思いますが、そんな中に、もし間違っていたらお許しを願いたいんですが、こういった形で企業の誘致か雇用創出の何かで、どちらかはちょっと忘れたんですが、研修等々に職員の派遣等がなされておったのかなと思うんですが、もうそういう例がありましたら、その結果、その効果はいかほどにあらわれておるのかということ踏まえて、数字的なものを課長にはお伺いしたいんですが。またもっと細かく言えば、昨年そういう事業の中で就職に結びついた方々が今日そのまま1名も欠けることなく就業についておられるのかどうか。そしてまた詳しくは、わかれば、昨年そういうことに雇用に結びついた方々の平均年齢層がもしわかれば教えていただきたいなと思います。

まず町長にお伺いをしたいと思います。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは宮田議員のご質問にお答えさせていただきますが、今有効求人倍率等の数字を挙げられました。管内の求人状況というのは非常に厳しいものがあるかと思っておりますし、そのためにも少しでも雇用を創出しようというふうなことで取り組んでいるわけであります。その一例として、能登町の雇用創出連絡協議会が行っております雇用創造推進事業であり、また昨年からの国を挙げての就労機会を支援する緊急雇用交付金事業であります。その一方、国策の景気対策としては、20年度から地域活性化臨時交付金事業が各種実施されておきまして、当町におきましてもこれら臨時交付金事業で総額約22億円の事業を実施しているところでもあります。

また町独自の事業としましては、町内企業の形成を支えるために雇用保険の事業主負担分の20%を助成する労働保険緊急助成金事業を昨年度から行っておりまして、昨年度の実績はといいますと227社に対しまして1,005万9,700円の助成を行っております。経営基盤の安定に微力ではありますが支援を行っているということで、これによりましても一人でも既存の企業で雇用が生まれればなというふうな取り組みを行っております。

また、こうしたこれらの取り組みでどこまで抜本的な対策になるかという、難しい面もあるかと思えます。しかしながら、国や県の支援策に町独自の施策を織りまぜながら、各関係方面からの知恵と、そして事業主さんのやる気をうまく結合させていく手だても必要かと思っております。企業の元気を支えるために、石川県産業創出支援機構とも連携していくということも重要だと考えております。

常日ごろからこうした情報の収集などアンテナを高く張っていくことが大切だと思っておりますし、また各種産業団体が密接に情報あるいは人的交流を行っていくことも必要ではないかなと思っております。そのためにも行政の内部におきましても緊張感を持って横の連携をとっていかなければならないと思っておりますし、また議員の皆様におかれましてもご指導、ご協力のほどをいただければと思っております。

とにかく雇用創出に向けての取り組みというのも第一義に考えながら今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（山崎元英）

ふるさと振興課長 佐野勝二君。

ふるさと振興課長（佐野勝二）

それではご説明いたします。

まず、平成20年度から22年度までの3カ年、厚生労働省の地域雇用創造推進事業を受託しております。現在、能登町雇用創出連絡協議会が業務に当たっておりますけれども、ここでの事業実績についてご報告させていただきます。

この能登町雇用創出連絡協議会は、商工会、漁協、農協、森林組合、それから建設業協会などで組織されております。こうした産業団体の協力を得まして、先ほどおっしゃいました技術取得研修を行っております。大体、長期研修と呼んでおりますけれども、40日間の研修を経てその職業につかれた方は20年度で8名、21年度で10名おいでます。それから、これらの長期研修以外のその他の研修メニューで就職につかれた方を合わせますと、ここ2年間で51名の雇用を発生させております。今年度につきましても22人の雇用創出を見込んでいるところであります。

それから次に、昨年度からの緊急雇用創出交付金事業であります。こちらの事業実績について御説明させていただきます。

まず、一時的な雇用、就労機会を創出し支援する緊急雇用創出事業ですけれども、これでは町が直接雇用する職員で14名、それから委託雇用で82名の合計96名の次の職につくまでの雇用を生み出しております。本年におきましても町直接雇用で23名、それから委託雇用で92名の合計115人を見込んでいるところであります。

これに対しまして、抜本的就労機会の対策となりますふるさと雇用創出事業ですけれども、これも同じく失業者を雇用して地域資源を生かした特産品開発、あるいは販路開拓業務、こういったことを行う人材を雇用するものでありますけれども、21年度では13人の雇用を実現しております。今年度におきましても同じく13人の雇用を見込んでいるところであります。

それで、先ほどの議員ご質問の職員がこういったことを行うための研修に参加したのかということなんですけれども、雇用創出連絡協議会のほうの職員で1名、研修に参加しております。それはどういう研修かといいますと、本来ハローワークの職員、ハローワーク以外は職業あつせんということは許可されておられません。そういったことで、雇用創出連絡協議会の業務の中でも職業を紹介する業務をもらうがための研修、そういったものに職員が1名参加しております。

それから、実際に雇用された人たちの年齢はいかほどかということでございますけれども、細かく調査は行っておりませんけれども、採用された方の名簿なりを見た今記憶する範囲では40代から50代かなというふうに認識しております。

それから、引き続いて雇用はまだ続いているのかということでございますけれども、この春に追跡調査、これは職員に聞いた限りの調査ですけれども、ほとんどまだ皆さんついておられるという答えをいただいています。

以上です。

議長（山崎元英）

11番 宮田勝三君。

11番（宮田勝三）

町独自としては、私も仕事柄聞いたことがあるんですが、雇用保険等々、これもいいことかなと思っておりましてし、利用された方もかなりいたんだなということが改めてわかりました。そういうことを含めたときに、もつともつとこれからは基盤の軟弱な、失礼ですが、企業が続出してくる。それほど厳しい社会情勢でなかろうかなと思います。そういったときにどうしても頼ったり、また逆に頼りにしてあげるのが行政の仕事かなと。そんな中で、もつともつと企業に対してアドバイス、支援を送っていかないと、ますます我が町においても企業の倒産が見られることもあるのではないかなということを危惧しているところでございます。

二、三日前の全協の中にも能登町の人口の話が出ました。出生、死亡の方の差と転出と転入の差を比較すると500名余りの方が能登の町から消えていっている、そういう結果が出ております。そういったときに、私は何を言いたいかといいますと、行財政改革や当然事業の見直し等々いろんな形で町の台所を安定したものにしなければならない。そんな日々が続いたと思うのは実例だと思います。

しかしながら、そういった形の中で、例えばの話、1,000万のお金が何とか昨年よりも削減できた。数字的には少しよくなった。そこでとまるんじゃないに、できるならば1,000万が浮いたのならば、500万円、400万円、その辺はまた執行部の方で考えてもらえばいいんですが、今そういうことで厚い手だてや支援やPRを援助していかないと、ますます若者が流出していったり新たな失業者が発生するのではないかということを心配しているところでございます。

そういうことで今の現況下を見たときに、町長にはまことに厳しい言葉を発するわけですが、町長は以前から住んでよかった町、住みたくなる町ということをととうとうたっておられるわけですが、今現況下の中では少なくともそうではないのではないのかなと思います。

そういったことを含めて、町長の住みたくなる町、住んでよかった町、今ど

の程度に届いておるのかな。町長の思いをちょっと聞かせていただきたいなと思います。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今回の経済状況というのは、能登町だけに限ったことではないと思っています。ですから、決して他の自治体においても楽な生活をなさっている方がたくさんいらっしゃるということは言えないと思います。ただやっぱり少しずつ景気のほうも上向いてきているという状況でもありますし、今、町としても財政的にも少し明かりが見えてきた状況でありますので、既存の企業の支援ということで公共事業も出していかなければならないと思っておりますし、また失業者の方がつけるような1次産業の支援というのもやっていかなきゃならないというふうに思っています。そしてまた、新しい起こすほうの起業ということもやっていかなきゃならないということで、町としてはクロマルハナバチをできるだけ事業化に向けて実現させることによって雇用の場の創出ということも考えております。

ですから、まだまだ住んでよかったと言っていたけるにはほど遠いとは思いますが、少しずつそれに近づけるような今後も努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（山崎元英）

11番 宮田勝三君。

11番（宮田勝三）

そういう熱い思いでかじ取りを願いたいと思います。

余談になりますけれども、この不景気の中で、ある運送会社と会社の製造をされている方のお話の中でこんな話があったそうです。なるほどなと私思ったんですけれども。つくってもら、運んでもらう、売ってもらんだと。こうしなきゃよくならないんだよという話をされたら、運送会社の社長は、運ぶ仕事があたればそれでよろしいんですけれども、そこへ最後にもう一つつけ加えて、たくさんつくことは大事ですし、たくさん売ることも大事です。しかしながら売って利益が上がった後には、うんと遊んでもらわなきゃこの世の中はよくならないということをおっしゃったそうです。まさしく今はこれが逆につくるのが少ない、運ぶのが少ない、売るのが少ない。遊ぶことは控えようとい

うような今日かなと思います。

そんな中で、町長の努力、そして職員の努力、当然私どもの努力も必要なんです、私、最後に町長との中で、お願いやら希望やら、それから私の思いを述べさせていただきたいと思います。

この不景気とか雇用は一朝一夕におさめられるものではないと思います。確かに。風邪を引いて注射を打ったから治るといような、そんなもんじゃないと思います。

私は、最後に町長に少しばかりいい話を届けようかなと思うんですが、人と人とのつながり、つながったら人と人との出会い以上にその方を大切にする。そういう姿勢でもって町をよくしていくことが、少なからずとも見通しのよいものが見出せたり発見することができるんじゃないかなと思います。それはどういうことかといいましたら、最近、まだ未確定でお話を申し上げられませんが、針で突いたほどの風穴なんです、人と人とのつながりを大切にしている方のほうから私の耳に入ってきたわけなんです、それは最終的にはどういったものを能登町に設けようとするのかは具体的には私は聞いておりません。しかしながら、それも能登町に求めようとする方のお話を聞きますと、どうしても景観がいいとか、能登町の皆さんの人間性がいいとかそういうこともあったかもしれませんが、私が聞いた方が人と人とのつながりを非常に大切にされておる。そういった方を頼りにして初めて能登町に入ってこようかなというお話を聞きました。これから暗中模索ですけれども、そういうことで活動されていくと思います。

そういうことで私、極論を言いますが、町長は公務多忙でございます。町長のポケットや懐には町の特産物は常に入れていただいて、大げさに言えば宮崎県の知事じゃないんですが出たところで町のPRをしていただく。そういったところで人と人とのつながりを大きくしてくる。そんな中で、能登町の顔は持木一茂でございます。能登町の町長を見て、じゃ能登町に来ようかな、行ってみようかな、住んでみようかな、そういったことが必ずしもゼロではないと思うわけです。だからすべてにおいて人と人とのつながりが小さいけれどもこういう解決、雇用の場の創出や事業の展開、企業の誘致につながる可能性が非常に大きいと思います。

そういうことで、町長はこの人と人とのつながりというものをいかほどに思っておられるか。そしてまた今日、舵を取ってこられた町長がそういったことに関してどういう思いでこの数年間をお過ごしになられたか。町長の本当にいい返事を、すばらしい返事を、私どもが満足するようなご返事をいただければ質問は終わりにしたいと思うんですが、私は決してこれは無駄にならないことだと思うんですが。

そして、最後にもう一つお願いがあるんですが、町長が常々、住みたい、住みたくなる町、住んでよかった町、これを掲げてございますので、町長、改めて9月の定例会ぐらいまでに町長 持木一茂のマニフェストというものを掲げていただきたい。そういう思いがあるのかないのか。ぜひ掲げていただいて、持木町政がすばらしいものに発展していくようなことを念じて、思いを町長、述べていただければ質問を終わりたいにしたいと思いますが、この場でそのお話を聞いて、退席させていただきたいと思います。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

やはり議員おっしゃるように、人と人との出会いとか、あるいは人と人とのつながりというのは非常に大切なものでありますし、またほんのちょっとしたことでも感動を与えてくれるのも人であったり、あるいはちょっとしたことで嫌われの人も人であるかなというふうに思います。そういう意味では、やはり自分自身の一言一言も大切にしなければなりませんし、一挙手一投足も大切にしなければならない、あるいは考えて行動しなければならぬというふうに考えております。

そういう意味でも、いろんな方にこれまで助けられてきましたし、あるいは援助もいただいたということでもあります。そういう意味では、能登町の町長としてのいろんな意味での交わりの中で、そういった出会いの場、あるいはつながりの場というのにもたくさんありますので、ぜひ能登町のPRもしていかなきゃならないと思っておりますし、そしてまたポケットも数がありますので、そんなに大きくないポケットではありますが、できるだけそういった能登町の特産品を持ち歩きながらPRに努めていきたいというふうに考えております。

それと9月に向けてのマニフェストというお話なんですが、やはり私自身は能登町の総合計画が一番大事だというふうに思っていますし、また、まちづくり計画に沿って今後のまちづくりもしていきたいということで、町民の皆様にお約束申し上げたいというふうに思っております。

11番（宮田勝三）

終わりにしたいと思ったんですが、一言お願いします。

議長（山崎元英）

11番 宮田勝三君。

1 1 番（宮田勝三）

総合計画等々のことで努力をし、それが私のマニフェストということでお認めいただきたいということですが、町長があえてそこまでおっしゃってしまったんですから、あえて申しません。

私は町長がチーフセールスマンでやっていただきたいということは、町長もわかっていただいたし、そのつもりで頑張ってくださいと思います。そしてまた、私どもを含めて、課長さん方々、そしてまたスタッフの方々全員にお願いしたいと思います。チーフセールスマンのもとで働く皆さんには、必ずや能登町から足を運んで外に出たときには、必ずや何か1点のPRをし、一人の友達をつくってくるような、そんな思いでの日々の努力を願いたいと思います。そういったことがいろんなことに発展してくるだろうと思います。

ぜひそう願いたいということを申し述べて、終わりにさせていただきます。

議長（山崎元英）

次に、10番 菊田俊夫君。

1 2 番（山本一朗）

議長、その前にちょっと発言の許可をいただきたいんですけども。

議長（山崎元英）

全部の一般質問が終わってからじゃダメですか。

1 2 番（山本一朗）

いいですよ。

議長（山崎元英）

じゃ、そのときにしてください。

議長（山崎元英）

10番 菊田俊夫君。

1 0 番（菊田俊夫）

宮田議員のすばらしい人との出会いをお聞きしまして、私もまだまだ若いのでございますので、一層出会いを重視して暮らしていきたいと思います。

それでは、通告してありました1点でございますが、町長並びに担当課長に

質問をいたします。

まず、どうする耕作放棄地ということで質問をいたします。

年々高齢化が進み、耕作したくても耕作ができず、そのため耕作放棄地が増え続けている。また、何とか耕作しようと隣近所をお願いをしても畑の耕運をしてくれない。

全国で5年ごとの調査によると、1995年には24万4,000ヘクタールあった放棄地が10年後の2005年には38万6,000ヘクタールに急増しております。年間でも放棄地面積が1万4,200ヘクタールとなっております。また、そのほか転作などで栽培している農地も多くが手入れが十分行き届かず、放棄地と変わらなくなっている。石川県では、平成21年度末までに全体の1割に相当する150ヘクタールを農地として再生されると聞いております。我が能登町では、平成21年度末で耕作放棄地面積は694ヘクタールとなっている。そのうち再生困難な非農地扱いが324ヘクタールと多く、そのうち、ちなみに国営パイロット農地が1,081ヘクタール、県営パイロット農地が236ヘクタールと合計で1,317ヘクタールが開拓した農地であって、水も自由に使え、面積も20から40アールと広く、農機具も自由に使えて作業もスムーズに行われるのに、パイロット事業の行った農地までもが耕作放棄地となっております。

能登町では、今後370ヘクタールの耕作放棄地を再生される計画はあるのか。また、再生された農地をだれが耕作するのか。地権者か。また、奥能登の農業者の平均年齢は66歳。10年後には76歳と、世代交代ができない、後継者の確保が課題ではなかろうかと思えます。

私は、再生された農地を町が借り受け、町民農園として整備し、希望者や離職者、また移住者の方々に格安で貸してはどうか。また、保育所の児童や小中学生の生徒に再生された農地を農業体験など取り入れ、自分たちで育てた野菜、特につくりやすいジャガイモとかサツマイモなどをつくり、保育所や学校の給食に味わっていただくこともよいと思うが、そうすることによって将来一人でも農業に関心を持ってもらえれば再生された農地も生きてくるのではないだろうか。

一昨日、「金沢市小池町の有志でつくる「小池赤土野菜組合」が、町内の社会福祉法人希望が丘の「農耕班」と連携することになった。施設内で過ごすことが多い利用者に、社会参加の機会を提供する。今月13日には、県が募集したボランティア「農村役立ち隊」も参加して、耕作放棄地でサツマイモの苗植え作業に汗を流し、農業を通して交流の輪を広げた」と聞いております。

また、県内の建設業者が建設サポートデスクの設置にあわせて、ことし1月から3月末にかけて行われた1,985社のうち1,340社からの回答があ

った。新分野に関する質問では、20.1%が進出を検討しているとの回答があり、新分野への進出を検討しているとの答えが262社が希望する業種を尋ねたところ、農業が98社でトップだった。

また先月2日までに、「輪島市内の耕作放棄地を再生して農業参入している建設業などの3社が2日までに、金沢市内の食品会社などと「のと農工商事業協同組合」を設立した。販路拡大や特産品開発などで連携を深めることで、畑違いの農業に取り組む不安を解消し、新規参入も促す狙い」もあるとのことでございます。同組合では、細屋ゴボウ、そして能登かぼちゃを栽培するそうでございます。「耕作放棄地を解消し、能登の農産物を売り込むなど、地域貢献に意欲的な仲間を増やしていきたい」とのことでございます。

耕作放棄地をこのように建設業者が再生することだが、まず能登町長にお尋ねいたします。能登町の370ヘクタールの放棄地の対策を今後どのように考えておられるか、まずお聞きしたいと思います。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今ほどの菊田議員のご質問の約370ヘクタールの農地への再生ということなのでありますが、平成21年度におきましては国庫補助金の耕作放棄地再生利用交付金を用いまして約6.3ヘクタールが農地に再生されております。本年度におきましても約15ヘクタールについて再生が予定されているということで、今後こういった370ヘクタール、非常に広い農地ではありますが、再生に向けた努力を毎年していきたいというふうに考えております。

議長（山崎元英）

10番 菊田俊夫君。

10番（菊田俊夫）

同じ質問でございますが、農林課長、答弁をお願いします。

議長（山崎元英）

農林水産課長 坂東裕君。

農林水産課長（坂東裕）

ご質問にお答えいたします。

まず、耕作放棄地対策につきましては、現在営農されている農地については新たな耕作放棄地にならないように十分気をつけ、最善の努力をしながら、その上で耕作放棄地対策にも取り組んでまいりたいと思っております。

議長（山崎元英）

10番 菊田俊夫君。

10番（菊田俊夫）

農林課長はならないようにとおっしゃっておりますが、どういうふうな対策をとられるのかちょっとわかりませんが、ひとつ今後とも耕作放棄地がふえないような対策でお願いしたいと思います。

次に、町長にお伺いしたいと思います。年々高齢化が進み、能登町の第1次産業である農業の後継者をどのように今後育てていくお考えか。また、町外の離職者、また移住者の方々を受け入れる考えはあるか。この2点をお聞きしたいと思います。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

やはり今後の農業の参入といいますか企業の参入も非常に大事なことだというふうに考えております。一昨年、HARUSAという会社が能登町に入ってきてくれて、就農してくれております。そこもまだまだ規模拡大というようなことも聞いておりますので、そういった企業参入というのも大事なかなというふうに思っております。また、議員おっしゃるように建設業協会、建設業者も、副職といいますかそういう意味では就農の機会というのも今後お願いもしなきゃならない場面が出てくるのかなというふうに思っております。

そしてまた、町内外から新規の就農者というのもどんどん能登町へ来てやっていただければという思いでおりますので、そういった方にはできるだけ農地の提供等も考えていきたいというふうに考えております。

議長（山崎元英）

10番 菊田俊夫君。

10番（菊田俊夫）

再度、農林課長にお願いいたします。再生困難な非農地300ヘクタール強

がございますが、再生困難ということは、その現状を課長みずから回って確認されたのか。ちなみに私の近くにも例のアメリカ、セイタカアワダチソウ、これがすごくふえております。秋口になると高さが2メートル有余超えております。それが年々ふえておりまして、なかなか耕すことはできないような状態になっておりますが、このあたりも農林課長としてどのようにされるのか。

また非農地、何が生えていて非農地になっているのか。せっかく恐らく開いたところも入っているんでないかと思うんですが、なぜそれまでに非農地になったのか。ひとつ答弁をお願いします。

議長（山崎元英）

農林水産課長 坂東裕君。

農林水産課長（坂東裕）

お答えいたします。

まず、菊田議員のご質問にありました694ヘクタール、このうちランク的にはこの面積は3段階に分かれております。まずAというのは、何とか再生できる面積、これが273ヘクタール。Bランクというのは、少し難しいかなというような状態で97ヘクタール。そして324ヘクタールにつきましては、全くもって山林とみなさなければならない、再生は不可能だというような面積でございます。

この山林につきまして、私、植物名はよくわからないんですが、現実に見ますと、つくる作物の、どういう作物をつくったかわかりませんが、ここ数年、恐らく何かをつくってもできが悪かったのかどうかということが一つの問題となっておるのではないかと思います。

ご質問にあったかどうかちょっとあれなんですけど、今後のやはり対策としては、山林化したようなそういう農地を余り手になく、逆に比較的容易な農地に再生が可能ではないかと思っております。具体的には内浦地区の開発農地、ここには営農条件もよく、また、灌漑などの施設も整備されていることでありますので、そういった場所にどんどん働きかけていきたいというようなことを思っております。

以上です。

済みません。もう一つ忘れていました。

自分の目で見たかということでございますが、全部が全部見たわけではありませんが、柳田地区は中心にあちこちは見て回っております。

議長（山崎元英）

10番 菊田俊夫君。

10番（菊田俊夫）

私もあちこちちょっと見て回っているんですが、まず、すごいところは直径20センチ以上の木が生えております。開パした跡でも木が生えております。それから松の木も、畑だけじゃなくて農道にまでも生えております。そういうところが何カ所もあります。こういう農地を、せっかくお金をかけて、国から金をいただいて、そしてまた自分たちも負担金を払って求めた農地なんです。それがいかんせんそういう状態になっております。これももう一度担当課長並びに農林水産課のほうで把握していただいて、できるだけ再生できる農地だったならば再生したほうがいいのではないかと考えております。

最後になりますが、能登町が今後、畑だけではなく農林水産も含めた環境に配慮し、産物のブランド化に向け飛躍することを特に期待をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（山崎元英）

次に、17番 多田喜一郎君。

17番（多田喜一郎）

私は今回、教育振興基本計画の中から、集団宿泊活動、自然体験活動の推進について、また振興策について、町長、教育長にただしたいと思います。よろしく願いをいたします。

まず、制定から60年を経て平成18年、教育基本法が改正をされたわけでございます。その中身は、教育を取り巻くさまざまな状況の変化を踏まえた上で、人格の完成、個人の尊厳などこれまで掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、教育の目的を実現するために達成すべき目標を新たに掲げるなど新しい時代の教育の基本理念が明示され、同時に教育改革を実効あるものとするために我が国の教育の目指すべき姿を国民に明確に提示をし、その実現に向けて具体的に教育を振興していく道筋を明らかにすることが重要であるという観点から、同法律第17条第1項に教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が基本的な計画を定めることが規定をされたわけでございます。

そしてまた今後、知識基盤社会の進展、国内外における競争の激化など社会が大きく変化をしていく中で、個人が幸せで充実した生涯を実現する上でも、また我が国が一層の発展を遂げ、国際社会に貢献をしていく上でも、その礎となるのは人づくり、すなわち教育である。

約60年ぶりに改正された教育基本法の理念の実現に向けて、我が国は今、改めて教育立国というものを目指し、我が国の未来を切り開く教育の振興に政府全体で取り組んでいく必要があるということで、ここに教育基本法第17条第1項、前に述べましたこの項目の規定につきまして、教育振興基本計画が策定をされたわけでございます。

その基本計画の中で、今後5年間で総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、例えば1週間程度の長期宿泊、自然体験活動の推進というものが明記されました。また、学校教育法の改正でも21条の2項に、学校内外における自然体験活動を促進をし、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うことというものも明記されました。また、小学校の学習指導要領についても、体験活動の充実、発達段階に応じ集団宿泊活動、自然体験活動、職場体験活動を推進ということが明記されました。

また、それを踏まえて、教育効果評価委員会による農山漁村での長期宿泊体験による教育効果というものが発表されております。それにつきましては、人間関係、コミュニケーション能力、自主性、自立心、マナー、モラル、心の成長、子供たちに与えた客観的影響などの各評価項目の多くの設問において効果を認めることができる。また、宿泊体験活動との関連が一般的には余り意識はされていないが、いじめ、不登校などの問題、その行動にも効果があったと認められるなど、宿泊体験が全体として多様な効果を期待できる取り組みであるということが改めて明確になったわけでございます。そしてその中では、一番効果的なものが出るのは3泊4日の区分のほうがより高い反応を示す項目であるということも出てきております。

そこで、その教育振興計画、学校教育法、小学校の学習指導要領、また食料・農業・農村基本計画などを踏まえまして、農林水産省、文部科学省、総務省が連携をして学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などをはぐくみ、強い子供の成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での宿泊体験活動を推進する。全国2万2,000校、小学校の1学年単位で120万人で体験活動を展開することを目指し、小学校における宿泊体験活動の取り組みの推進、農山漁村における宿泊体験の受け入れの体制の整備。この体制の整備の目的は、500地域を日本全国で予定しております。地方独自の取り組みへの積極的な支援を行うということが3省連携で決められているわけでございます。また、この子ども農山漁村交流プロジェクト事業には、特別交付税の処置対応になっておるわけでございます。

そこで、この教育振興基本計画等を踏まえた中での自然体験活動、長期宿泊活動の推進、また子ども農山漁村交流プロジェクトの推進など、その交流事業の特別交付税の利用についての考えを教育長。また町長には、自然体験活動、

宿泊体験活動、修学旅行等々、観光産業との連携による1次産業、地域振興策としての考え方、また子どもプロジェクトに対しての特別交付税の利用についても、ひとつよろしくお聞かせ願いたいと思います。よろしく頼みます。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員がおっしゃるとおり、約60年ぶりに教育基本法が平成18年12月に全面改正されました。その理念につきましては、議員がご説明していただきました。本当にありがとうございます。そしてまた、平成20年7月には、国のほうで教育振興基本計画が閣議決定されております。それにあわせて、地方公共団体でも地域の実情に応じ、各地区、地域に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされております。

これを受けまして、県では平成22年度の策定を目指して、石川の教育振興基本計画の作成に着手しております。能登町といたしましても、国、県との整合性を十分に図りながら、能登町の教育振興基本計画の策定を計画していきたいというふうに考えております。

計画の中には、能登町を愛し、そしてふるさとを愛する児童生徒の育成、思いやりの心、あるいはたくましい子供の成長を支える教育活動としての小学校における宿泊体験活動、そしてまた自然体験活動の推進に関して積極的に取り入れることが重要と考えておりますので、1次産業の振興も含めて、そういった体験活動を推進していきたいというふうに考えております。

議長（山崎元英）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

多田議員のご質問にお答えします。

多田議員も法的な根拠から申されましたので、私にもちょっと重複するかと思いますが、法的のほうから入りたいと思います。

まず、先ほどから言われております教育基本法が18年の12月に変わっております。その中の第5条第2章ですが、教育の実施に関する基本というところで、その第2項、「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われる」と

あります。その基本法から、次に学校教育法に変わっております。先ほど議員も言われましたとおり、21条の2項でございます。義務教育の中でございます。その2項は、先ほど申されましたが、「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」と示されております。

それらのことに基づいて、20年の3月に新しく学習指導要領が全面改正となっております。その総則の中で、「道德教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない」というここに係ってきております。

次に、その指導要項の中ですが、総合的な学習の時間のところで、自然体験やボランティア活動などの社会体験云々とありまして、学習活動を積極的に取り入れることという形で指導要領がなっております。その中の特別活動というのがございます。その特別活動のところで、「遠足・集団宿泊的行事」という欄でございます。「自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道德などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと」という、こういう形で指導要領がなっております。

先ほど教育振興計画、町長からも答弁あったんですが、それは先ほど議員も言われましたとおり教育基本法の第17条に示されております。「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない」ということを求めている、国が教育振興基本計画を立てております。その2項におきましては地方公共団体のことが書かれております。ですので、2項におきましても新しく規定しているということで、それをもって県のほうが今順次、町長の答弁ありましたとおり順次進めております。町としましても、国、県との、とらなければいけませんので、県の発表次第に町も遅滞なく計画を取り次ぎたいと思っております。

いろいろと法規を述べましたが、一番何かといいますと、体験活動を通して道德の教育を重視するということでございます。その中身は何かというんですが、実態として児童生徒の規範意識の希薄化、そして生活習慣の未確立、その方針としまして児童生徒の他者、社会、自然、環境との豊かにかかわること。そして具体的な施策はどうなのかというんですが、道德教育においてさ

まざまな体験活動を行うということがこの新しい学習指導要領に記していると思います。小学校では集団的宿泊体験活動、それからボランティア活動、自然体験活動、中学校では職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動という形になっているかと思っております。

そこで、議員が言われております集団活動、宿泊、それから自然活動については、当然、社会性豊かな人間性をはぐくむために極めて有意義なこととは認識しております。先ほど言われましたとおり、私も聞いておりますが、いじめや不登校の子供を、これは長期の宿泊施設だと思いますが、そこでも治っているという例があるそうでございます。

そして、先ほどから申します小学校の学習指導要領の大幅な改正の中で何があるかといいますと、1番は授業時数の増加でございます。これを見ますと単純に見ましても平成20年に5,367時間が平成23年、来年度から小学校がこの改正に伴い、中学校が24年度から新しい指導要領に変わってきます。その中で、小学校でいいますと23年度からは278時間がふえてまいります。その中での自然体験でございますので、現在でも数十年前からも自然体験を小学校ではやっておるわけですが、プラス時間が減ってそういう活動を行うという。それでも重要ですので、私らもそういう議員が言われるような推進をしてまいりたいと思っております。

次に実態ですが、まず柳田小学校は何をしているのかなと。実態で少しだけ説明させていただきます。

まず柳田小学校では、能登少年自然の家とか、それから鹿島少年自然の家に大体1泊2日で宿泊体験を行っております。それから宇出津小学校でも能登少年自然の家、それから金沢、キゴ山少年自然の家等々で宿泊体験を行っております。それから真脇小学校ではスキー体験学習ということで、これも1泊2日で行っておりますし、小木小学校も同じく行っております。そして松波小学校につきましても、立山の少年自然の家、これは2泊ですか。大辻山登山が入っておりますので、そのあたりの宿泊体験をやっております。そして昨年ですが、鶴川小学校では議員が言われました特別交付税の枠を昨年度、21年度に、夏休み期間ではございましたが2泊3日で長期の宿泊体験ということで、こぶしのほうで有意義にさせていただいております。

そこで、特別交付税の対応の宿泊体験でございますが、学校が体験授業として取り組んでいただければ、補助の経費が町が負担した金額においては100%の交付税対象となる。これは特交でございますが。現在の町補助金の状況といたしましては、交付税規則によりまして申請していただき、その2分の1が補助となっております。今後、申請につきましても、申請方法をできるだけ簡素化しながら申請者の負担軽減を図りたいと考えております。児童生徒の

負担については、さらなる助成率が上がれば、これは財政当局との話し合いがございますが、できる限り私のほうでも努力していきたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

議長（山崎元英）

17番 多田喜一郎君。

17番（多田喜一郎）

議長、町長に交付税の関係が抜けたのかなと思いますが、確認。言いましたか。教育長の思いと同じですか。

町長（持木一茂）

はい。

議長（山崎元英）

よろしいですか。

17番（多田喜一郎）

はい、それでいいです。

それでは、今町長、それから教育長、交付税の取り扱いについては同じような意見でございました。学校が取り組めば、この交付税に対しては100%対象にするということでよろしいんですね。

それから、現在が2分の1なんですか。個人負担が2分の1でやっておられるということですね。ぜひ私は、この子どもプロジェクト、国の特別交付税措置があるならば、これを利用して私は能登町の子供さんが悲しいときには涙を出し、楽しいときにはみんなで笑い、また目上の人を敬い、また小さな人を助けていくような情操教育が完結できること。この特別交付税を使って、素晴らしい教育の一環になればいいのかなという感じをしているわけでございます。

またもう一つの問題は、日本全国に500のモデル地域をつくる、受け入れ地域をつくるということでございます。県に直していけば10カ所程度もしくは十二、三カ所程度になると思うわけなんです、これも先ほど言われたように全国の2万2,000校、1学年1万2,000人の子供さんが3年後、この計画が始まってから5年後になるんですが、大体行くとすれば1年に1回ずつ1万2,000人の子供さんたちが移動して歩く。もちろん地元も含めてなんです。そして、日本全体の素晴らしい次代を担う子供をつくっていく一つの教育の場となったら、私はこれは素晴らしいなと思っておるわけでござい

す。

また、地域の振興策といたしまして、この500地域に幸いにして奥能登の2市2町が一つの協議会をつくって参入しているわけでございます。この地域に年間やはり2万2,000校、これを各県に割ってみるならばすごい数字になると思います。この学校が、また逆に修学旅行も含めて能登町の農山漁村の地域に入ってくれば、私すばらしい1次産業と観光産業のドッキングした地域の振興策につながっていくのではないかなと思っております。

ぜひこれを可能な限りを尽くしてやっていただきたいと思っておるんですが、これにつきましても町長は行政の立場から、それから教育長は先ほど言われたように学校には時間的な制限が非常にあるわけでございます。ですからできることならば今、特別交付税の手續等は何か教育委員会等々、また受け入れる地元でも教育できることがあればしていくような、そういうシステムをつくっていただきまして、大いに立派な子供をこの制度でこの能登町から育てていきたいし、能登町自体の子供さんも立派に育てていただきたい。また能登町、また奥能登2市2町においては、そんなに遠くへ行かなくても2市2町の中で交流も可能だと思っておりますので、その辺をもう一つ町長、それから教育長、改めて返答願いたいと思います。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

私も常々交流人口の拡大ということを言っていますので、そういった意味では全国2万2,000校の子供たちが奥能登へ入ってきてくれるのは非常に交流人口の増につながるということで期待もしたいと思えますし、我々も力を注いで迎え入れる体制づくりもしなければならぬのかなと思っています。そしてまた、宿泊体験あるいは自然体験を通して、たくましく、そして思いやりある教育を能登でやっていただければというふうに思っていますし、また子供たちが大きくなったときに能登でのいい思い出ができて、そしてまた能登へ行ってみようとか、あるいは来ていただいた小学生の親御さんがそれでは今度は家族で行こうかというような話にもつながればという思いもありますので、ぜひ受け入れ体制を万全にして交流人口の拡大にもつなげていきたいというふうにも考えております。

また、2市2町での交流というお話もありますが、その辺はどうなのかなという気はしないでもないです。余りにも近過ぎて、あるいは同じような立場です。その辺はまた今後も2市2町の首長とも相談をしながら検討させ

ていただきたいなというふうに思います。

議長（山崎元英）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

先ほど町長も答弁されましたが、できれば子供には半日ぐらいかけて行けるような場所にそういう体験場所があれば一番いいのかなと。家へ帰ろうと思っても10分、15分で帰れる場所では、子供の体験としてはちょっと近過ぎるかなと思うんですが、いずれにしても能登町の6校の小学校に対しましてはそういう体験活動を行っているところでもございます。そこで、その交流プロジェクト等の自然体験学習、それから宿泊活動の推進に努めてまいりたいと思っております。

何しろ子供たちはこういう自然の体験というのは現在余りしていないと思いますので、できる限り推進して学校にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（山崎元英）

17番 多田喜一郎君。

17番（多田喜一郎）

ぜひこのプロジェクト、すばらしい思いやりを持った、そういう子供さんが育つように、地元の子供さん、また町外から来られる子供さんも同じわけなんですが、そういうことでこのプロジェクトを本当に進めていただきたい。

今、町長、教育長の話の中からは、交付税、改めまして重複するわけですが、重複というか復習するわけですが、交付税、取り組みが100%対象にさせていただくということですし、それからまた推進に努めてまいりたい、できる限り推進するということのようなことでよろしいですね。そうすれば非常にいいことができると思いますので、ぜひこの問題については、やはり教育委員会、それから行政一体になって、すばらしいそういう子供さんの教育が完結できるような一つの能登町のモデルをつくっていただきたいということをお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

休 憩

議長（山崎元英）

ここで暫時休憩いたします。再開は２時３０分といたします。（午後２時１５分）

再 開

議長（山崎元英）

それでは再開いたします。（午後２時３１分再開）

１４番 鶴野幸一郎君。

１４番（鶴野幸一郎）

それでは、私の通告には女性のがん検診、特有のがん検診と予防対策についてということで通告しておきましたが、さきに午前中に酒元議員が同趣旨の質問をされました。さすが女性の立場でなさいまして、的確な質問があったというふうに思います。ほとんど私の原稿は無になってしまいましたので、若干補足といいますか、別の角度からやらせていただきたいというふうに思います。

今、女性特有のがんということで、乳がん、それから子宮頸がん、これが急速にふえている。特に子宮頸がんにつきましては独特のもので、２０代から３０代の女性に発症が多いということを知りまして、これは大変だなと。普通がんというのはかなり高齢者に多いんですが、このがんは一番大事な、それこそこれから子づくりをしよう、結婚しよう、あるいは結婚して間もなくということで、これから子供さんをおつくりになる、そういう年代の方に発症するということでございますので、今の叫ばれている少子化問題、これにも大きく影響して、これが年々増加傾向にある。１万２，０００人から１万５，０００人ぐらいの毎年若い女性が発症する。そして３，５００名ぐらいがこれで死に至るという大変ながんでございます。

それを私は最近知りまして、これはちょっと問題だなと。しかも幸いなことといいますか、このがんは完全に予防ができると。一つはワクチンですね。このワクチンもやっと去年１２月に厚生省が承認した。世界では１００カ国以上の、欧米を含め、アメリカ含め１００カ国以上でもう既にワクチンとして承認されているわけですが、日本はまさに遅ればせながら昨年１２月にワクチンとして承認したということでございまして、これからこれがどんどんと生産されて、そしてワクチンとして打っていくようになっていくだろうと、こういうふうに期待するわけですが。

ただ、１００％予防できるがんであるということが医学的に解明されておりまして、的確にワクチンを打って、そしてそれを検診しながらやっていけば完全に防げる、１００％防げるということがわかっていて、それを放置しておく

ということは、その間に発症していく方がおるわけで、そういうことを考えると、わかっていて手を打たないということはこれは罪ではなかろうかと。

今までの公害とかいろんな厚生省の諸問題がありますけれども、C型肝炎、B型肝炎、全部そうです。わかっていて手を打たない。ここに一番の問題があって、それが訴訟に全部つながっておるわけで、私たちもこれはやはり同じであって、そういうことがわかっていて、やればきちっと防げるということが今わかってきた。そのわかったという段階でやはり手を打っていかないと、幾ら町といっても責任を問われてくるということもあり得るのではないかというふうに私は心配して、これはわかった段階で私は早急に取り上げて、そして町長の英断を促したいと、こういうふうに思っ取り上げたわけですが、幸い女性の代表である酒元議員からも同じようなお考え、趣旨であろうと思います。ご提案がありました。それで喜んでおるわけですが。

町長にお伺いいたしますが、まず、この子宮頸がんの特徴といいますのは、若いといいますか12歳までの――ほぼ12歳というふうに特定されておりますが、小学校6年生ぐらいですね。ここの段階でワクチンを投与すれば最も効果があると、こういうふうに言われておりますが事実でしょうか、町長はご存じでしょうか。

それともう一つ、これが事実とすれば、この時期の女の子、次から次と1年たてばそれだけおくれていくわけですね。この段階で一日も早く手を打たなければいけないのではないかなと、こんなふうに思いますが、町長はこの考え方についてどう思われますか。

そして12歳というこんな段階で子宮ワクチンだよと言って、金出して、さっきありましたね。高い金出して打てる、こういう人は特殊な境遇の人しかいないわけで、やはりここにきちっと、昔私たちが種痘というこんなばすんと打たれましたけれども、そのおかげで今日こうして命を守られておるわけですが、そういうふうにして無償でこの年代の女兒に、女の子に打っていく。こういう考えはおありかどうか。

それともう一つは、一般女性に関してもワクチンの投与、これは無償というわけにいかないと思いますが助成をしながら、そして検診をやはりこれも助成しながら。今、国も検診助成をしておりますけれども。そしてしっかりと予防していくという、こういうことについて、町長は先ほどご答弁があったやに思いますが、もう一度それも含めてご答弁をお願いしたいなというふうに思います。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

子宮頸がんのワクチン接種の対象者というのは10歳以上の女性で3回接種が必要ということでもあります。なるべく早い年齢での接種が効果的ということなので、諸外国ではほとんどが小学生の間に接種されております。国内でも小学6年生から中学校3年生までを対象として接種を呼びかけているということでもあります。

また検診に関しましては、平成21年度より、女性に特有のがん検診を推奨するために5歳刻みの特定年齢者に子宮頸がん、そして乳がんのクーポンによる無料検診を実施しました。今年度も昨年と同様に無料クーポンを送付しまして検診を進めていきたいというふうに思っております。5年間継続することによって一巡できると思いますので、クーポンが届いた際には必ず検診を受けていただければと思っております。

ワクチンについても接種費用が高額ということもありますので、接種を進めるためにも、その内容はもっともっとこれから今後検討しなきゃならないと思いますし、助成することで普及にもつながろうかと思っておりますので、内容はともかく助成についてしていきたいというふうに思っています。

議長（山崎元英）

14番 鶴野幸一郎君。

14番（鶴野幸一郎）

町長は、内容については検討する、そして今後助成をしていきたいと、こういう趣旨のご答弁だったと思います。その先の酒元議員のときの答弁は、直ちにとはいきませんが順次接種していきたいと。ちょっと複雑で、私もう一回確認せんなんと思っておったんですが、要するに何らかの形で進めていきたいと、こういう意思だというふうに、よろしゅうございますね。——はい。ありがとうございます。

それではこれは以上で終わります、続きまして次のところ、議員の倫理条例の施行と対応に関してということでございます。

能登町の議員条例というのは、ちょうど1年前の6月の議会だったと思いますが、そこで賛成多数で可決された。そして今年の10月の議員選挙の後、議員の選挙が10月にございますが、それが終わった後、新しい議員の皆さんがその対象となって適用されるということになっております。

この議員条例の内容につきましては、議員の皆さんは既にご存じでございますが、かなり内容的には厳しいものになっているように思います。第4条の3

項、例えば町が資本金その他それに準ずるものを出資している一般社団に関し——ということはふれあい公社等だと思うんですが、一般社団が行う工事などの請負契約、当該請負契約の下請契約、業務委託契約その他の契約に関し、特定の業者を紹介するなどの関与もしない。それと、みずからはその入札にはかわらない。こういう趣旨のことです。

この倫理法につきまして、今後我々議員、あるいは町長初め執行者は、ともにこの新しい条例が機能するように万全を期して取り組んでいく必要があるのではないかというふうに思います。

そこで、以下の４点についてお答えをいただきたいと思います。そもそも条例とは、自治体にとっていかなるものか。それから、議員倫理条例の必要性について、どのような認識を持っておられますか。それから３番目として、倫理条例の完全に施行するには執行者側の協力も欠かせないと思いますが、どうでしょうか。４番目には、今後、執行者としてどのような決意と行動をもって対応される決意かお聞かせをいただきたいと思いますということです。よろしくお願いします。

議長（山崎元英）

副町長 田下一幸君。

副町長（田下一幸）

議員質問の件、４点ありましたけれども、１点ずつお答えしていきたいと思います。

まず、条例とはいかなるものかという質問でございますが、条例とは、地方公共団体が自治立法権に基づき制定する法の一形成であります。地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、地方公共団体の事務について条例を制定することができることとなっております。また条例の制定、改廃は、議会の議決により成立するものであります。条例案の議会への提出権は原則として長、議員の双方が有するものとして規定されております。条例の効力は、長がこれを公布することによって生ずるものとされております。

例えて言えば、議員の定数、先ほど一般質問の中にもありましたけれども、能登町の場合は２６人を限度としておりますけれども、その範囲内で能登町の条例で決める。これも一つの例ですし、例えて言えば副町長の数、これについても条例で定めます。また地方税、負担金、使用料なども条例で定めます。議員さんも例規集たくさんお持ちだと思いますけれども、たくさんの条例集があります。これはすべて議会の議決を経て承認されたものであります。

条例とはそういうものであるということです。

また次に、能登町の議会議員政治倫理条例の必要性についてということですが、本条例につきましては、先ほど21年6月定例議会において、能登町議会議員が町民全体の奉仕者として常に政治倫理に徹し、誠実かつ校正に議員活動に取り組み、町民の厳粛なる信託にこたえることを目的に、議員発議により追加議案として提案され、賛成多数で可決されたものであります。

また、条例の施行につきましては、先ほども質問の中にありましたが、本年の皆さんの議員改選を終えた11月1日をもって施行日になろうかと思っております。

町の執行者としての見解ということですが、本条例の制定の目的そのものが議会議員の公平、不偏の基本姿勢と政治倫理に徹した議員活動に取り組むことを明確にするために定められたものと思っております。同条例の趣旨を議員各位が遵守され、みずからの倫理に従っての対応をお願いしたいと考えているところであります。

また、議員倫理条例は議員だけが守るものかというご質問を受けておりますけれども、本条例につきましては、先ほども述べましたが議員発議によって決議されたものであります。審査会の設置並びに審査、その措置につきましても議員の方々にゆだねられております。また、規定の内容につきましては、県、他の県の自治体の同条例と比較しましても大変厳しい条項が盛り込まれていると認識しておりますが、同条例の趣旨を議員各位が遵守され、みずからの倫理に従って対応をお願いしたいと考えております。

また今後、執行部としてどのようなことを考えているのかという質問があったかと思いますが、本条例の規定では、審査会の設置並びにその措置におきましても議員各位にゆだねております。また、それぞれの規定内容につきましては、県内他の自治体と比較しましても厳しいものがあるということは先ほど申し上げましたが、これを厳格に守りながらやっていくということを念頭に置いて取り組んでいきたいと考えております。

議長（山崎元英）

14番 鶴野幸一郎君。

14番（鶴野幸一郎）

的確な答弁であったなというふうには思います。議会が発議者となって、そして制定したといっても、議会、そして執行者ともに両輪である以上は、どちらもこれはその意思を尊重しながら守っていかなければならないということではないかなというふうに思います。もう一つは、議会が議決をした、多数をもって議決したということは、やはり議会は町民の声を代表してこれは行ったことで

ございますので、その点、執行者側としても、その町民の意思をやはり尊重する形で粛々と執行に当たっていく必要があるのではないかなというふうに思います。

ただいま副町長のほうのご答弁ということでいただきまして、ほぼ的を射ているかなというふうに思いますが、町長も同じご意見であるかどうか、ひとつ最後に町長のご答弁をいただいて、それで満足であればこれで終わります。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ただいま副町長が述べたとおりだと思います。同条例の趣旨を議員の皆様が遵守されて、そしてみずからの倫理に従って対応をお願いしたいというふうに思っております。

議長（山崎元英）

14番 鶴野幸一郎君。

14番（鶴野幸一郎）

ちょっと気になることがあるんです。何か、あなたたちが決めたんだからそこは守ってやってくださいというような捨てぜりふのような、そういう感じもせんでもないんですが、それでは困るので、先ほど申し上げましたように、やはり町民の声を代表して、そして議決をしたというふうに私どもは信じておりますので、その点、禁煙を決意した人のところへたばこを持っていくようなことはひとつしないように心がけていきたいと、いただきたいと、こういうふうに強く要請をいたしまして、終わりたいと思います。

議長（山崎元英）

以上で一般質問を終わります。

休 憩

議長（山崎元英）

ここで暫時休憩いたします。

この休憩は、休会決議の追加議事日程表を配付するものです。自席でお待ちください。（午後2時53分）

再 開

議長（山崎元英）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。（午後３時０１分再開）

休憩時間において、酒元議員より午前中に行われました一般質問の発言の内容の一部を訂正したいという発言がございましたので、これを許したいと思います。

１番（酒元法子）

先ほど大変失礼いたしました。深層水を製薬会社でいろいろ研究されて糖尿病にもいいものやという商品を見て、先ほど不確認のまま、いいと言われているのを「効く」と発言いたしてしまいました。訂正して、おわび申し上げます。

済みません。先ほどの「効く」ということを訂正いたします。取り消しいたします。

（「議長、休憩」の声あり）

休 憩

議長（山崎元英）

休憩いたします。（午後３時０３分）

再 開

議長（山崎元英）

再開いたします。（午後３時０４分再開）

１番 酒元法子君。

１番（酒元法子）

失礼いたしました。「いろいろ糖尿病に効く」ということを取り消しいたします。

議長（山崎元英）

酒元君からの発言は以上でございます。

次に進みます。

追加日程第1（休会決議）

議長（山崎元英）

それでは、休会決議を日程に追加いたしまして、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

お諮りします。

6月17日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山崎元英）

異議なしと認めます。

したがって、6月17日は休会とすることに決定いたしました。

次の会議は、6月18日午前10時から本議場で開会いたします。

散 会

議長（山崎元英）

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会（午後3時06分）

開 会（午前１０時００分）

開 議

議長（山崎元英）

ただいまの出席議員数は２０人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

委員長報告

議長（山崎元英）

日程第１ 報告第１号「平成２１年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」から、

日程第１１ 報告第１１号「平成２２年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」までの１１件及び、

日程第１２ 議案第４７号「平成２２年度能登町一般会計補正予算」から、

日程第１４ 議案第４９号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」までの３件、

並びに、日程第１５ 請願第１号「国の教育予算を拡充することについて」の１件、併せて１５件を一括議題とします。

各常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長菊田俊夫君。

総務常任委員長（菊田俊夫）

おはようございます。

総務常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

報告第１号 専決処分の承認を求めることについて

「平成２１年度能登町一般会計補正予算（第５号）歳入及び所管歳出」

報告第２号 専決処分の承認を求めることについて

「平成２１年度能登町有線放送事業特別会計補正予算（第５号）」

報告第８号 専決処分の承認を求めることについて

「能登町税条例の一部を改正する条例について」

報告第９号 専決処分の承認を求めることについて

「能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について」

報告第１１号 専決処分の承認を求めることについて

「平成２２年度能登町一般会計補正予算（第１号）」歳入
以上５件は報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。
次に議案第４７号「平成２２年度能登町一般会計補正予算（第２号）歳入及び所管歳出」
議案第４９号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」
について
以上２件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上をもって報告を終わります。

議長（山崎元英）

次に教育民生常任委員長 奥成壮三郎君。

教育民生常任委員長（奥成壮三郎）

教育民生常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。
報告第１号 専決処分の承認を求めることについて
「平成２１年度能登町一般会計補正予算（第５号）」所管歳出
報告第３号 専決処分の承認を求めることについて
「平成２１年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」
報告第４号 専決処分の承認を求めることについて
「平成２１年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」
報告第５号 専決処分の承認を求めることについて
「平成２１年度能登町老人保健特別会計補正予算（２号）」
報告第１０号 専決処分の承認を求めることについて
「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」
以上５件は、報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。
次に、
議案第４７号「平成２２年度能登町一般会計補正予算（第２号）」所管歳出
以上１件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、
請願第１号「国の教育予算を拡充することについて」
以上１件は、採択すべきものと決定いたしました。
以上をもって報告を終わります。

議長（山崎元英）

次に産業建設常任委員長 河田信彰君。

産業建設常任委員長（河田信彰）

産業建設常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

「平成21年度能登町一般会計補正予算（第5号）」所管歳出

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて

「平成21年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

「平成21年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）」

報告第11号 専決処分の承認を求めることについて

「平成22年度能登町一般会計補正予算（第1号）」所管歳出

以上4件は、報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、

議案第47号「平成22年度能登町一般会計補正予算（第2号）」所管歳出

議案第48号「平成22年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）」

以上2件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（山崎元英）

以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（山崎元英）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

討 論

議長（山崎元英）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

報告第1号～報告第11号

議長（山崎元英）

これから、採決を行います。

報告第1号「平成21年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第2号「平成21年度能登町有線放送事業特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第3号「平成21年度能登町国民健康保険特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第4号「平成21年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第5号「平成21年度能登町老人保健特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第6号「平成21年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第7号「平成21年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第8号「能登町税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第9号「能登町都市計画税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第10号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認を求めることについて」

報告第11号「平成22年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」

の以上11件に対する委員長報告は、承認であります。

委員長報告のとおり承認することに、賛成する諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、報告第1号から、報告第11号までの以上11件は、委員長報告のとおり承認することに決定しました。

議案第47号～議案第49号

議長（山崎元英）

次に、

議案第47号「平成22年度能登町一般会計補正予算」

議案第48号「平成22年度能登町水道事業会計補正予算」

議案第49号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」の以上3件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございます。起立全員（多数）であります。

よって、議案第47号から、議案第49号までの以上3件は、委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号

議長（山崎元英）

次に、請願第1号「国の教育予算を拡充することについて」に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

「(異議なし) の声あり」

異議なしと認めます。よって、請願第1号は、委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

休 憩

議長（山崎元英）

ここで、暫時休憩いたします。2階全員協議会室にお集まりいただきたいと思ひます。

（午前10時14分）

再　　開
追加議案（発議第2号）

議長（山崎元英）

（午前10時45分）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、菊田俊夫君ほか2名から、発議第2号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について」の1件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して直ちに議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、発議第2号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

発議第2号

議長（山崎元英）

追加日程第1　発議第2号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。10番　菊田俊夫君。

提案理由の説明

10番（菊田俊夫）

ただいま、上程されました発議第2号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について」の提案理由の説明をいたします。

政治は、世界中どの国においても、その国の国民が参加して決定すべきものであるということはいふまでもありません。

先進 8 カ国（G 8）を見ましても、ロシアを除いて永住外国人に参政権を付与している国はありません。統合を目指す EU 加盟諸国が、域内の他の国の国民に参政権を与えるという特殊な例があるだけです。

韓国では、2005 年 7 月に在韓永住外国人に地方参政権を与えましたが、そもそも韓国の永住権を得る為には、高収入があることなど厳しい条件があり、実際に韓国で参政権を与えられている外国人は一握りです。日本人で韓国の地方参政権を得ている人は極めて僅かの人しか過ぎません。

一方、日本で永住外国人に地方参政権が得られることとなった場合、対象となる在日韓国人でも、数十万人います。決して、相互主義が成立する条件にありません。

国籍法は、第 4 条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものであります。

その国の政治に関与したいならば、その国の国籍を取得してその国の人になるということが、国際的な常識です。

日本国憲法は、第 15 条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第 93 条第 2 項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しております。さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成 7 年 2 月 28 日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としている。

よって、国におかれましては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望するものであります。

つきましては、議員各位におかれましてご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。以上です。

質 疑

議長（山崎元英）

以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討 論

議長（山崎元英）

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（山崎元英）

これより、追加日程第１ 発議第２号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について」を採決します。この採決は、挙手によって行います。原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございました。挙手全員であります。

よって、発議第２号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました、発議第２号の提出先並びに処理方法につきましては、議長に一任をお願いいたします。

日程第１６「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を議題とします。

総務常任委員会をはじめとする、３常任委員長及び、特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について又、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第７５条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された議件は全部終了いたしました。

ここで、14番鶴野幸一郎君から一身上の弁明をしたいとの申し出がありますので質疑討論を省略し、これを許可します。14番鶴野幸一郎君。

14番（鶴野幸一郎）

それでは貴重なお時間ではございますが、一身上のことで弁明をさせていただきたいと思います。

私、先般発行いたしました私個人の議会だよりでございますが、議員定数改正の採決の結果を氏名を記入して6名の賛同者と記載いたしましたが、これは明らかに事実誤認で賛成者は4名でございます。

特に宮田議員、そして向峠議員におかれましては大変なご迷惑をおかけいたしました。ご本人はもとより議会に対しましても多大なご迷惑をおかけいたしまして誠に申し訳なくお詫び申し上げます。申し訳ございません。

議長（山崎元英）

ここで持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長持木一茂君。

町長（持木一茂）

平成22年能登町議会第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては今回提出いたしました案件に対し、熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決いただきまして誠にありがとうございました。

今回計上いたしました緊急雇用創出事業費につきましては、いまだ企業や労働者を取り巻く環境が厳しい当町にあって民間の方々のアイデアを拝聴し、さらなる雇用機会の創出を図り、全額繰り越しました地域活性化、きめ細かな臨時交付金と併せ景気回復の一助となるよう適切な事業執行に努めてまいりたいと考えております。

また、本年3月に答申されました第2次行政改革大綱につきましては、基本方針5項目を柱とした平成26年度までの実施計画集中計画プランを作成済みであり行財政の健全化に向け、職員ともどもさらに気持ちを引き締め取り組む所存であります。

議員の皆様には今後ともご理解とご協力を賜りますようお願いいた

します。本日はどうもありがとうございました。

閉 議・閉会

議長（山崎元英）

これをもちまして、平成２２年第２回能登町議会定例会を閉会いたします。
皆様、８日間にわたりまして色々のご協力いただきありがとうございました。
ご苦労様でした。

（午前１０時５５分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成２２年８月１８日

能登町議会議長 山 崎 元 英

署 名 議 員 鍛 治 谷 眞 一

署 名 議 員 鶴 野 幸 一 郎